

BTMU

中国月報

第93号 (2013年10月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 中国労務の最新事情－現場からの定点観測

■ 経 済

- ◆ 中国の輸入の現状～消費の拡大や民生の向上に資する輸入への移行が進む

■ 産 業

- ◆ アジアで飛躍が期待される日系農機メーカー

■ 人民元レポート

- ◆ 中国債券市場における昨今の規制強化と今後の課題について

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～サービス貿易等の国外送金時の税務手続の簡素化措置について
- ◆ 法 務：中国における事業者結合届出審査実務の動向

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ 中国労務の最新事情－現場からの定点観測
株式会社プレシード1

■ 経 済

- ◆ 中国の輸入の現状～消費の拡大や民生の向上に資する輸入への移行が進む
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部6

■ 産 業

- ◆ アジアで飛躍が期待される日系農機メーカー
三菱東京UFJ銀行 企業調査部10

■ 人民元レポート

- ◆ 中国債券市場における昨今の規制強化と今後の課題について
三菱東京UFJ銀行（中国） 環球金融市場部19

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～サービス貿易等の国外送金時の税務手続の簡素化措置について
プライスウォーターハウスクーパース中国25
- ◆ 法 務：中国における事業者結合届出審査実務の動向
北京市金杜法律事務所28

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「中国労務の最新事情—現場からの定点観測」は、中国労務の最新事情として、①上海市における10月からの社会保険料引下げ、②「出境入境管理法」改正法とその実施細則である「外国人入境管理条例」の概要と公安の対応、③最低賃金、昇給ガイドラインの動向、④労働仲裁の現状の4点をテーマに採り上げ、これらの現状、企業への影響と留意点、企業の具体的対応法について解説しています。

経 済「中国の輸入の現状～消費の拡大や民生の向上に資する輸入への移行が進む」は、輸入の拡大を通じて消費の促進、民生の改善を図ろうとする中国政府の輸入促進策の効果について、中国の輸入の構造変化から検証しています。輸入品目ごとの所得弾性値（輸入数量/GDP比率）を分析すると、2009年以降、所得弾性値の伸びは「一次産品」が「製品」を上回っていると言います。さらに「一次産品」の品目を見ると、『肉類』『酪農品・卵』『コーヒー・香辛料』等の『食品・動物』の上昇傾向が顕著であり、所得水準の向上と共に輸入食品が加わり食生活が豊かになっている様子が示唆されるとしています。一方、「製品」の品目では、『革製品』『紙・板紙』『繊維・繊維製品』『鉄鋼』等の『原料別製品』が大幅減少傾向にあり、これらの製品は国内供給過剰から政府が設備淘汰を進めている業種で、輸入がクラウドアウトされていると指摘しています。今後について、国内の供給過剰状態の緩和に伴い輸入のクラウドアウト状況は減り、世界経済の持ち直しに伴い輸出も回復していけば、加工原材料の輸入増加が見込まれ、中国の輸入は消費促進と民生改善の役割も果たしつつ、次第に堅調推移となるとの見方を示しています。

産 業「アジアで飛躍が期待される日系農機メーカー」は、拡大が続くアジアの農機市場における日系農機メーカーの競合状況を概観した上で、市場拡大の恩恵をより一層享受するために求められる3つの取り組みについて纏めています。中国の農機市場は、トラクターの販売が田植機やコンバインを大きく上回る一方で、田植機やコンバインも中国政府の農作業の機械化推進を受けて普及が進みつつあると言います。また、メーカー間の競合状況は、トラクターについては現地メーカーの販売シェアが高い一方、日系メーカーは品質・機能性を重視する顧客層に絞った高付加価値製品の販売により現地メーカーとの棲み分けを図っており、田植機、コンバインについては日系メーカーの市場占有率が高いと指摘しています。こうした中、日系メーカーが市場拡大の恩恵を中長期的にも享受するためには、①農業の機械化促進と日本式農法の普及活動、②現地ニーズに合わせた製品の開発・生産、③サービス機能の充実への取り組みが必要ですが、これらはいずれも一社単独で行うには限界があり、国内外の他社・政府機関等と上手く連携していくことが成功の鍵を握ると見えています。

人民元レポート「中国債券市場における昨今の規制強化と今後の課題について」は、2013年5月以降、急速に縮小している中国債券市場について、その背景の一つと考えられている「代持取引」と呼ばれる中国の市場慣行への規制強化が債券市場に与えた影響を考察した上で、今後の債券市場を展望しています。「代持取引」とは、ある市場参加者が保有する債券を、他の市場参加者に代理で保有してもらい、一定期間後に引き取る取引ですが、規制回避や不正な利益享受を目的とした金融機関の不透明な資金調達に利用されるケースも出てきたことから、当局は今年に入って規制を強化し、足元の債券市場は取引量、発行量ともに大きく減少していると言います。但し、これは今後の債券市場の健全な発展に向かっていくきっかけとして評価できるとし、3月に発足した新政権が構造改革を通じた経済・金融の質的向上を目指す方針のもと、こうした規制強化の流れは、債券市場の価格の透明性向上や、海外からの資金の呼び込みに資するものと見えています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、2013年9月1日より施行されている、サービス貿易等（サービス貿易、配当、利息、特許使用料、報酬、キャピタルゲイン等）の国外送金時の税務手続きの簡素化措置（国家税務総局、国家外貨管理局通達[2013]40号）の概要と留意点についての解説です。

法務「中国における事業者結合届出審査実務の動向」は、事業者結合（会社合併、持分買収、資産買収等）に対する商務部の最近の審査動向と今後の立法の展望について纏めています。中国独占禁止法は、事業者結合の参加事業者の売上高が一定基準に該当する場合、商務部への届出・認可取得を要求しており、2008年8月1日の独占禁止法施行以来、商務部への事業者結合届出件数は754件、うち審査完了は643件に上り、審査完了件数のうち2012年の完了が165件、2013年1～6月が103件と多くの審査実績が蓄積されてきています。また、商務部は審査に関する規定を整備するものとして、本年3月に事業者結合の制限条件付加や簡易事案の審査手続きに関する諮問稿を公布しており、今後、審査手続きの簡易化、効率化、透明化等が期待される中、日系企業をはじめとする外国企業は、事業者結合にあたり、その取引に多大な影響を与えうる届出手続きに関する中国独占禁法、関連法令を明確化する立法、実務の動向に引き続き注目していく必要があると指摘しています。



中国労務の最新事情－現場からの定点観測－

株式会社プレシード
 董事長 総経理
 清原 学

■上海市、10月から社会保険料の料率を引き下げ

上海市は10月1日から、従業員の社会保険料率の企業負担分を現行よりも2ポイント、従業員個人負担分を現行よりも0.5ポイント引き下げました。保険料率の調整は、5つの社会保険である「養老」「医療」「失業」「生育」「工傷」のうち工傷保険を除く4保険で、リーマンショック以降続いている企業の景気低迷を補い、少しでも人件費負担の軽減を図る目的と考えられています。通常社会保険の料率、保険料は毎年4月に改正されるにも関わらず、この時期に保険料率の引き下げを行うということは、企業業績に対するテコ入れを実施した緊急措置と思われる。

社会保険個々にみていきますと以下の表のように、養老保険の企業負担分が22%から21%へ1ポイント引き下げ、医療保険の企業負担分が12%から11%へ1ポイント引き下げ、失業保険の企業負担分が1.7%から1.5%へ0.2ポイント引き下げ、生育保険の企業負担分は0.8%から1%へ0.2%引き上げとなりました。一方で従業員の負担分は、失業保険が0.5ポイント引き下げとなっています。また上海市は、社会保険料率の引き下げによっても、従業員が享受できる保険料そのものには影響を与えないと発表しています。

保険	負担者	城鎮保険・小城鎮保険 総合保険（都市戸籍）	
		従来	10月以降
養老	企業	22.0	21.0
	個人	8.0	変更なし
医療	企業	12.0	11.0
	個人	2.0	変更なし
失業	企業	1.7	1.5
	個人	1.0	0.5
生育	企業	0.8	1.0
	個人	—	—
工傷	企業	0.5	変更なし
	個人	—	—
合計	企業	37.0	35.0
	個人	11.0	10.5

(1) 中国の社会保険の種類

前述のように、中国の社会保険は以下の5種類があります。

- ①養老保険 … 日本の年金保険に相当
- ②医療保険 … 〃 健康保険
- ③失業保険 … 〃 雇用保険
- ④生育保険 … 〃 出産に関する制度
- ⑤工傷保険 … 〃 労災保険

このうち生育保険と工傷保険については保険料の全額を会社が負担し、その他の3保険については、会社と従業員がそれぞれ納付料率に従って保険料を納めることになります。

(2) 保険料の決定方法

中国には国で統一された保険料率はなく、保険料率は各行政において独自に決定されています。従って進出企業はその地域の保険料がどのようになっているかを予め調べておく必要があります。

保険料の決定には、一般的に「基数」が用いられます。上海市を始め多くの中国の都市では、この基数の計算に「前年度のその都市の平均賃金」と、「前年度の従業員の一か月あたりの平均賃金」とを双方用いて決定します。

2013年3月に発表された上海市の平均賃金は4692元です。まずこの平均賃金を使って社会保険料の基数幅（「基数下限」と「基数上限」）を計算します。上海市や多くの都市の場合、基数下限＝平均賃金×60%、基数上限＝平均賃金×300%という計算によって求められます。前述の4692元という平均賃金を代入すると、

$$\text{基数下限} = 4692 \text{ 元} \times 0.6 = 2815 \text{ 元}, \text{ 基数上限} = 4692 \text{ 元} \times 3 = 14076 \text{ 元}$$

となり、2815元～14076元が2013年度（2013年4月～2014年3月）の社会保険基数幅になるわけです。

次に、従業員（この場合の従業員は、個々一人ひとりの従業員）の社会保険料を算出します。これは先にも述べましたように、2013年の社会保険基数を出す場合には前年2012年1月から12月までの一か月あたりの平均賃金を計算します。この中には残業手当などの手当や賞与も含まれますので、実質、年収を12で割るということになります。

仮にA従業員の平均賃金が3000元であれば、上海市の社会保険基数幅（2815元～14076元）に含まれますので、この3000元がA従業員の社会保険基数となります。仮にこの従業員の平均賃金が社会保険基数幅よりも下回ったり、あるいは上回っている場合には、それぞれ下限まで引き上げられ、または上限まで引き下げられることとなります。

(3) 2%の保険料率軽減の効果

では、今回10月から引き下げられた企業負担分2%の効果はどの程度かみてみます。仮に保険料率の基数が5000元の従業員がいた場合、この従業員の社会保険料企業負担分の減額は、5000元×2%の100元の負担減効果をもたらすこととなります。毎月100元の負担減。製造拠点のように人数規模が大きい企業はそれなりにまとまった負担減の効果がありそうです。しかし一方ではこの基数の算出に用いられる「市平均賃金」や「従業員の昇給率」はほぼ毎年10%前後上昇しているため、結果として社会保険料の負担は今後も毎年増加していくものと思われそうです。

■ 出境入境管理法、外国人入境出境管理条例、そして公安の対応

2012年、「出境入境管理法（出入国管理法）」の改正法が公布され、2013年7月1日から施行、それに併せて9月1日からは同法の実施細則である「外国人入境出境管理条例」の施行も始まりました。駐在員の就業や、出張者の中国への渡航に直接関わる法律であるため、本社や駐在員の方たちは各方面からの情報収集に慌ただしい対応を強いられることになりました。

特に駐在員の居留証の更新については、従来の5営業日から15営業日に延長されるということで、その間はパスポートが公安預かりとなるため、中国国内の移動や宿泊に大きな影響を及ぼす恐れも否定できず、日本の公式機関の他、各国の団体からは、法律適用の緩和を求める声が相次いで起こりました。15営業日ということは実質3週間、中国国内の移動もままならないということになれば、取引先に対しての急を要する対応が出来ない等、ビジネスにも支障が出る可能性があります。このようなパブリックコメントを受けてか、9月には上海市公安局から上海市に限っては居留証の更新手続を7営業日で行う、またビジネス上或いは人道的判断によってはそれすら

柔軟に対応するという公式見解が発表されました。更にパスポートを入出境管理局（公安局）に提出している間は全国統一の「預かり証」を発行するため、国内の移動や宿泊には影響が出ないよう対処するという事も述べられています。今のところ上海市公安局からのコメントであり、上海以外の他地域の公安局がどのように対応するのかは明らかにされておりません。一方で、実態としては中国で就労しておきながらビザを取得していない外国人に対しては、今後取り締まりが強化される模様です。このようなケースで不法就労と見なされた場合、罰金が従来の最高 5000 元から 1 万元へ引き上げになるのみならず、状況によって悪質な場合には、国外退去処分が科せられるようになっていきますので、このような方についてはイミグレーションで渡航歴をチェックされる可能性もありますから、できるかぎり長期商用ビザ（Z ビザ）を取得されることをお勧めします。更に短期商用であっても、商業活動を目的とした滞在であれば、従来の F ビザから新しく追加された M ビザへの切り替えが必要なこと、更に家族帯同で赴任されている方のご家族のビザが、これも新たに設けられた S1 ビザとなることなど、ビザの種別が大幅に増えましたので、どのビザを取得しなければならないか、留意する必要があります。

日本からの出張者に関しては従来通り 15 日以内の滞在であればビザは必要ないという再確認が外交部、在日本中国大使館より発表されています。今回の入国管理に関する法改正は大掛かりなものとなっておりますので、駐在、渡航に際しては細心の注意を払うよう心がけてください。

■31 省市における 8 月の CPI ランキング

ここ 10 年近く、従業員の昇給率は全国平均でも 10% 前後の高い水準を維持しています。企業が実施する昇給のうち物価上昇を考慮する、いわゆるベースアップについては、毎年発表される消費者物価指数（CPI）を参考に決定している企業も少なくありません。先ごろ中国国家统计局により、全国の 31 の省・市の 8 月の CPI が発表されました。このうち 18 の省・市の CPI が全国レベルを上回っており、その中で上昇幅は西藏（チベット自治区）が最高の 4.4% に達していますが、遼寧省と黒竜江省の両省は 1.4% という低い水準になっています。2006 年から 2007 年にかけては CPI が 6% 以上、7% 近い高水準となり、中国政府もインフレに対する警戒感を抱かせていましたが、その後度重なる中国の金融政策が功を奏し、今では 2000 年前後の低水準にまで下がり、比較的安定した物価水準で推移しています。この統計を見る限り、中国中部から西側の地域の CPI が特に高い水準で表れているようです。もともと先行して経済発展が続いていた沿岸部はある程度消費が落ち着いてきているようですが、内陸地域については消費活動が活発に動いている表れかと思われます。

ところが昨年の統計で発表された 2012 年の各省・市の最低賃金の調整は平均で約 21% の上昇となっています。また、各地方政府から発表される域内の昇給ガイドラインも標準で 12~13% を指導され続けております。

順位	地域	CPI
	全国平均	2.6%
1	西藏	4.4
2	新疆	3.9
3	雲南	3.7
4	内蒙古	3.4
4	甘肅	3.4
6	青海	3.3
7	重慶	3.2
8	河南	3.1
8	湖南	3.1
10	海南	3.0
10	陝西	3.0
12	湖北	2.9
13	山西	2.8
13	吉林	2.8
13	四川	2.8
13	寧夏	2.8
17	北京	2.7
17	貴州	2.7
19	天津	2.6
19	江西	2.6
19	広東	2.6
22	安徽	2.5
23	江蘇	2.4
23	福建	2.4
23	広西	2.4
26	河北	2.3
27	上海	2.1
28	浙江	2.0
28	山東	2.0
30	遼寧	1.4
30	黒竜江	1.4

このような動きを見ても中国政府は当面、絶対的な可処分所得を増やしていくという狙い

があるようです。物価上昇を抑えながら賃上げによる貨幣所得を増やし、その差額となる可処分所得を増加させていくことで、新たな投資や消費を促していくという政策を進めていきながら、過去からの課題である GDP における個人消費の不均衡に対処することで、個人消費全体のボリュームを拡大させていくという方向に舵を切り始めていると言えるでしょう。

■労働仲裁と仲裁員の苦悩

「社員の件で相談があるのですが」。天津の日系製造業から連絡を頂き、では来週、北京まで行く用事がありますので、そのときにお寄りします」と答えると、「いえ、社内で話すのはちょっとまずいので」。この会社のように従業員に関するご相談を頂く場合、社内で話されるのをためらう企業は少なくありません。なにぶん従業員に関する話ですので、関係者に聞かれてしまうことを懸念されているためです。では、市内のどこかホテルで、ということで、面談の約束を取り付けることにしました。

相談というのは、その会社のワーカーが春先に、上司である班長を殴るという暴力沙汰を起こしたとのこと。どうやら月獎金（インセンティブ）の金額が少なかったことに不満があったようです。その場は周囲の従業員や管理者が取りなだめ収まったようなのですが、その後昇給に対してまたもや不満が爆発し、2度目の暴力事件。これには総経理も放っておけないと思い、呼び出して嚴重注意を行ったとのこと。勤務態度の悪化はその後も続き、勤務時間中に職場を抜け出し、一旦自宅へ戻り、夕方になって職場へ戻ってくる日が数日間続き、更に出勤している間も休憩室で居眠りをしていたり、職場の同僚たちに対して罵詈雑言を浴びせかけるなど、職場の雰囲気も悪くなり、誰も話しかけなくなるなど、このまま看過できない状況になってきたようです。

「どうしようかと思っているのです」と言う総経理に、「暴力沙汰を起こした時点で一発解雇でしたね」という話をし、「なぜ今まで放っておいたのですか？」と聞いたところ、解雇のタイミングを逸してしまったとのこと。この相談を受けた1ヶ月後には労働契約が終了するとのこと。

「総経理、選択は2つあるのですが、労働契約が間もなく終了を迎えるので、ここまで来たら契約終了を待つことがひとつ。但しその場合は経済補償金の支払いが必要になります。もうひとつは契約云々に関わらず、直ちに解雇すること。状況を考えればそれだけ酷いことをしているし、しかも周囲の証言や勤怠記録があるようなので、経済補償金の支払は必要ないと思います。ただ非常に高い確率で労働仲裁になる可能性はありますよ」というお話をしたところ、「うーん…」と暫く考え込んでいらっしやいました。その場では結論が出せないということなので、とりあえず検討してもらおう約束をし、その場は解散することに。

翌日、総経理から連絡があり、周りの従業員に対するけじめもあるし、やはり解雇することにしたいということです。労働仲裁になったときはまたそのときに考えると。総経理がそのようなお考えになったので、私の方では今までの経緯を改めて確認し、就業規則も見せてもらいながら、「労働契約解除通知」を作成して、「本人にこれを交付するときに日付を入れてください。会話は録音しておいてください。話の持って行き方は…」等々、細かなところまで指南し、結果をまた教えてもらうことにしました。また、こういうことは仲裁になった場合を想定し、シナリオを作っていくので、会社からの要求はできるかぎり高いところに置いた方がよい、その方が仲裁になった場合、交渉しやすいということもお話し、従業員本人に対しては、経済補償金は支払わない、未就労時間分の給与の返還をせよという高いハードルを課せることにしました。

それから数日後、本人と面談し、解除通知を渡したとの連絡が入りました。どうでした？ という問いに、「通知を持って帰りました。サインはしていません。もしかするとその足で仲裁に行ったかも知れません」とのこと。「では2、3日経ったら本人から“退職証明書”を発行してくれと連絡があるかも知れないので、解除通知にサインすることを条件としてください。サインしな

「うちの退職証明も出さないでください」と伝えておいたところ、その翌日に本人から退職証明を出して欲しいという連絡があったようです。

その後、総経理から連絡がありました。労働仲裁委員会から通知が来たとのこと。通知をPDFで送ってもらうと、そこには従業員の要求が書かれており、①不当解雇に対する賠償〇万元 ②未払いの残業手当〇千元 ③労働契約締結のサインをしていないので、不当雇用の賠償金〇万元と書かれています。「これは何ですか?」とひとつひとつ聞きながら潰していき、労働契約はきちんと締結しているので③は消えますね、残業手当も払っているのだから②も消えます、問題は①をどうみるかですね、というお話をし、私から北京の弁護士に連絡することにしました。仲裁委員会へ提出する抗弁書を作ってもらうためです。

弁護士に一通りの資料を見せ、経緯を話し、措置としては妥当だけどどう思う、と言う話になったとき、弁護士の口から飛び出してきた言葉は、「今回はこれだけのことをしているから、会社が勝つ可能性はあるけれど、北京や天津では、企業が勝訴する確率はほとんどゼロです」ということでした。確かに上海の労働仲裁でも従業員に手心を加えることはあるけれど、そこまでではないので、その理由を聞いてみたところ、その弁護士も北京や天津の仲裁委員から聞いた話で、「仮に企業が負けても小さなお金で済む。従業員にとっては大金だ。それに、企業が負けても企業の人たちは私たちに殴ったりしないでしょ? 従業員はそうはいかない。彼らたちは自分が負けると私たちに報復を考える。わかってくださいよ」ということでした。つまりこの仲裁委員のケースでは、自分たちの身の危険を恐れ、従業員に勝たせるしか選択は残っていないと言っているのです。弁護士の話にならずくしかありませんでした。

(了)

(執筆者連絡先)

清原学 (m-kiyohara@preseed.jp)

プレシード代表、ジャーナリスト、中国人事労務コンサルタント。

1961年兵庫県生まれ。学習院大学経済学科卒。中国の人事労務事情、中国労働関連法の第一人者。共同通信社、AT&Tにて勤務後、上海・大連・無錫・ホーチミン・香港の駐在を経て、2004年プレシード設立。中国進出日系企業の組織構築、人事制度設計、労務アドバイザーに携わる。企業の代理人として中国労働組合との交渉、労働仲裁・和解の法廷にも立つ。独立行政法人中小企業基盤整備機構国際化支援アドバイザー、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)上海センター人事労務相談契約、兵庫県中国ビジネスアドバイザー、京都外国語大学非常勤講師(国際経済学)等を務める。各地自治体、商工会議所、経営者団体等で年間40回以上の講演を行っている。



中国の輸入の現状～消費の拡大や民生の向上に資する輸入への移行が進む

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

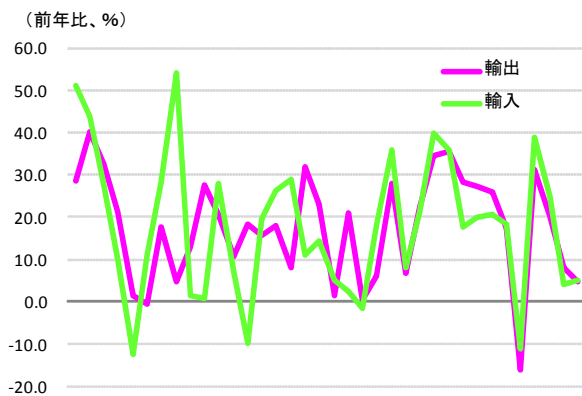
1. 金額・数量ともに緩やかな伸びにとどまる輸入

中国の輸入は輸出同様、WTO加盟以降、リーマン・ショック後の2009年を除いて前年比20%～40%のペースで拡大していた。しかし、欧州財政金融危機を発端とする先進国景気の低迷から輸出が不振となるなかで、輸入の伸び率も足元、一桁台の伸びにとどまっている(図表1)。輸出関連の輸入が全体の約3割を占めるため、輸出の不振が輸入の伸び率鈍化をもたらしているとみられている。

しかし、2005年以降発表されている輸出入の数量指数をみると、輸出数量の伸びに比べて輸入数量の伸びが低いことがわかる。つまり輸出数量が大きく増えても輸入数量はそれほど拡大していない。また、数量指数を実質GDPで除した輸入数量/GDP比率は2004年以降、ほぼ横ばいで推移しており、輸入の所得弾性値にあまり変化しないことが示唆されている(図表2)。

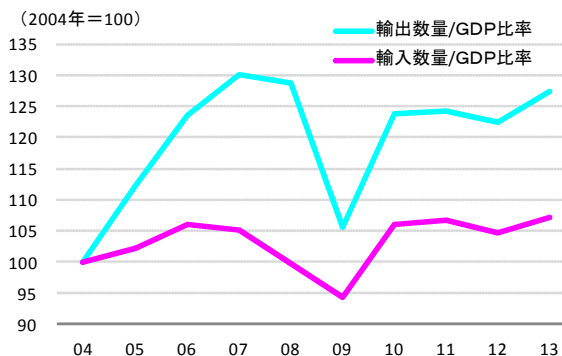
中国は2006年以降、貿易黒字の拡大と米国との貿易摩擦に直面するなかで、それまでの輸出振興から輸入促進に方向転換した。実際、第11次5カ年計画(2006～2010年)では初めて輸入拡大の方針が打ち出され、それ以降、数次にわたって関税の引き下げなど輸入促進策が講じられてきた。しかし、これらの政策は何の効果ももたらさなかったのだろうか。本稿では品目構造を中心に中国の輸入の構造変化について検証してみた。

図表1. 中国の輸出入金額の推移



(注)2013年は1-8月実績の年率換算値を用いた試算値。
(出所)CEIC

図表2. 輸出入数量の対実質GDP比率の推移



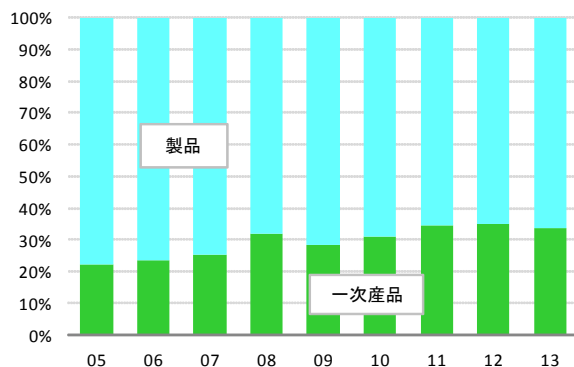
(注1)輸出入数量/GDP比率は輸出入数量指数と実質GDP指数をそれぞれ2004年=100の指数に換算したうえで算出。
(注2)2013年は1-6月実績ないし平均値から算出。
(出所)CEIC

2. 金額ベースでは依然として製品輸入が中心

まず、金額ベースの大まかな輸入構造をSITC(標準国際貿易分類)の大分類(<一次産品>と<製品>)に分けてみると、足元でも輸入の7割弱が<製品>で占められている(次頁図表3)。ただし、<一次産品>のシェアは2005年の22.4%から2013年(1-6月実績、以下同様)には33.7%まで10%ポイント以上拡大している。

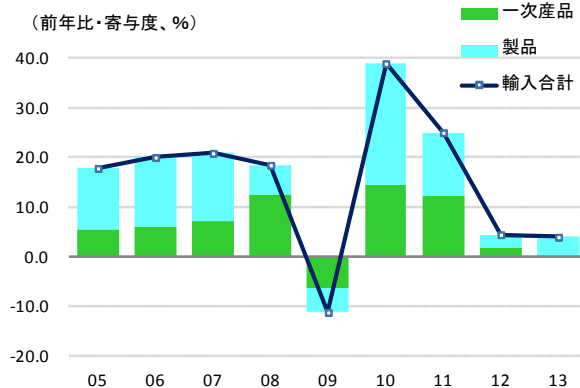
また、足元の輸入の伸び鈍化は、<製品>・<一次産品>ともに伸び率が鈍化していることにあるようだ(次頁図表4)。

図表3. 中国の輸入構造の推移
(金額ベース)



(出所) CEIC (注) 2013年は1-6月実績ベース。

図表4. 中国の輸入の品目別増減寄与度の推移

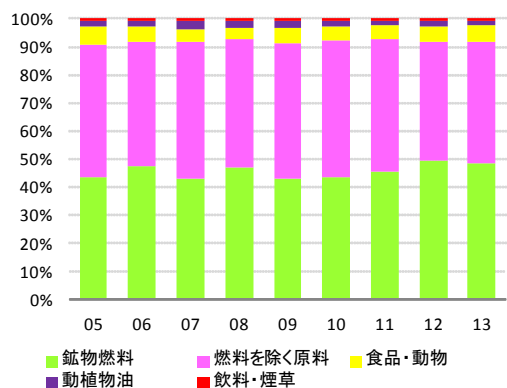


(出所) CEIC (注) 2013年は1-6月年率換算ベースでの試算値。

次に<一次産品>の輸入についてその中身を見ると、原油など『鉱物燃料』が50%近くを占め、またそのシェアは原油価格が上昇傾向にあることもあり、2005年の43.4%から2013年には48.5%にまで約5%ポイント拡大している。これに対して『燃料以外の原料』のシェアは同じ期間、47.4%から43.3%に縮小している。またシェアは小さいものの、『食品・動物』や『飲料・煙草』のシェアが足元、拡大傾向にある(図表5)。

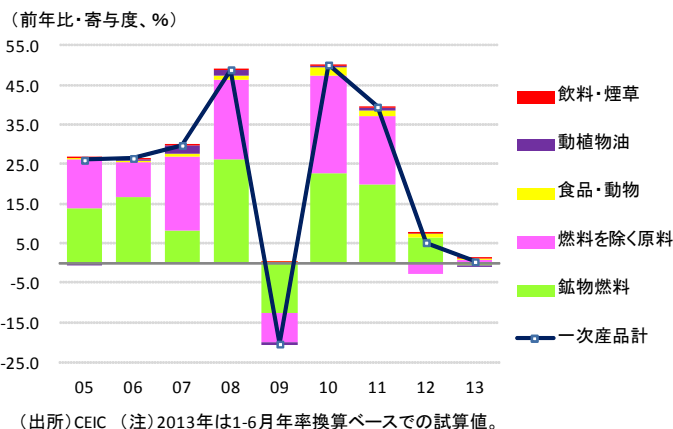
<一次産品>輸入の伸びは『鉱物燃料』と『燃料を除く原料』の二大品目の動向でほぼ決まっている。足元はこれらの品目の伸び率が大幅に鈍化し、<一次産品>輸入の伸びもほぼ前年比ゼロとなっている(図表6)。

図表5. 一次産品輸入の構成比の推移



(出所) CEIC

図表6. 一次産品輸入の品目別寄与度の推移

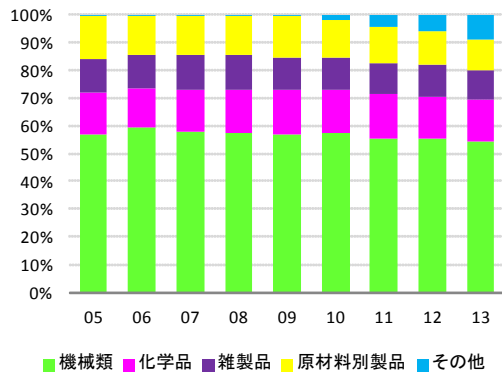


(出所) CEIC (注) 2013年は1-6月年率換算ベースでの試算値。

一方、<製品>輸入の中身をみると、『機械類』が、足元やや低下しているものの、依然として50%超のシェアを占めている。シェアの変化が大きかったのは鉄鋼あるいは繊維といった『原料別製品』で2005年の15.8%から2013年には11.1%と約5%ポイント低下している(次頁図表7)。

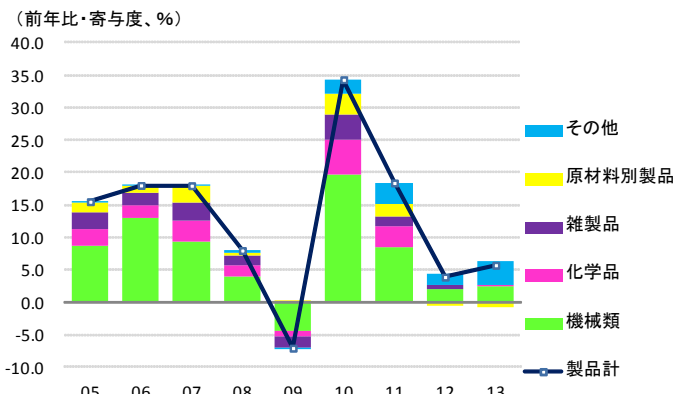
<製品>輸入の伸びは『機械類』の輸入の伸び鈍化とともに大きく鈍化しているが、足元、『その他』に分類される宝飾用などの「非貨幣用の金」の輸入の拡大が<製品>輸入の伸びを下支えている(次頁図表8)。

図表7. 製品輸入の構成比の推移



(出所)CEIC

図表8. 製品輸入の品目別寄与度の推移



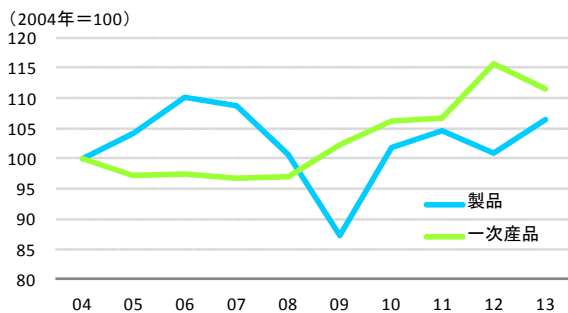
(出所)CEIC (注)2013年は1-6月年率換算ベースでの試算値。

3. 上昇傾向にある一次産品輸入の所得弾性値

次に品目ごとに輸入数量/GDP比率でみた所得弾性値の推移をみると、2009年以降、<一次産品>の弾性値が<製品>の弾性値を上回っており、かつ上昇傾向にあることがわかる(図表9)。

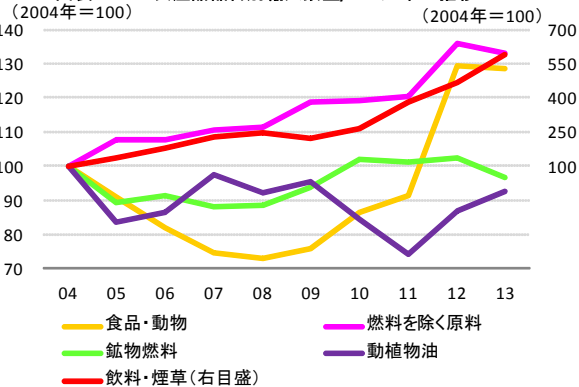
また、さらに<一次産品>の品目別に同様に所得弾性値をみると、そうした傾向にあるのは主に『飲料・煙草』、『燃料を除く原料』、『食品・動物』であることがわかる(図表10)。金額ベースで一次産品輸入の約5割を占め、さらに足元シェアが拡大傾向にある『鉱物燃料』は数量ベースでは所得弾性値1近傍で安定的に推移している。したがって『鉱物燃料』の金額ベースでのシェア拡大は価格の上昇に因るところが大きいと考えられる。

図表9. 製品と一次産品の輸入数量/GDP比率の推移



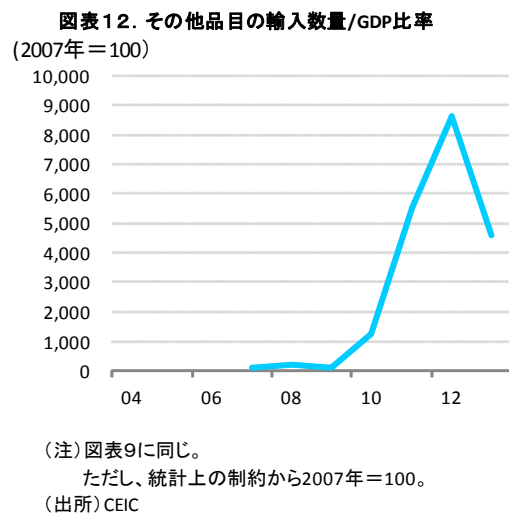
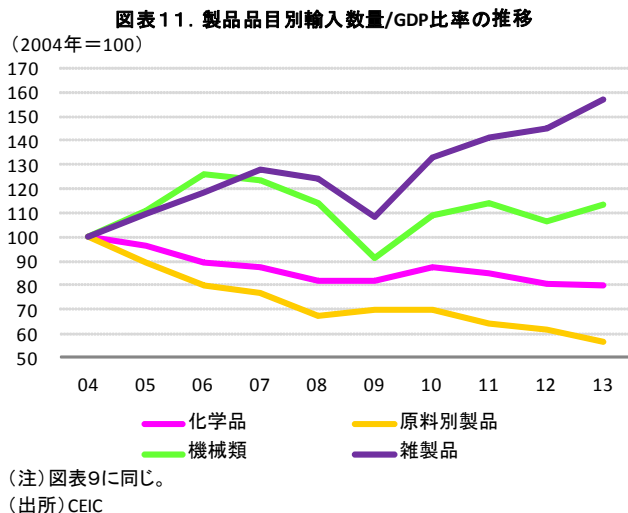
(注1) 輸入数量/GDP比率は輸入数量指数と実質GDP指数をそれぞれ2004年=100の指数に換算したうえで算出。
(注2) 2013年は1-6月期実績ないし平均値から算出。
(出所)CEIC

図表10. 一次産品品目別輸入数量/GDP比率の推移



(注) 図表9に同じ。
(出所)CEIC

次に<製品>の品目別にみると、『化学品』、『原料別製品』の所得弾性値は1を割って低下傾向が続いているのに対して、家具や衣類・履物などの『雑製品』輸入の所得弾性値は上昇傾向が続いている(次頁図表11)。また金額ベースでもシェア拡大がみられた「非貨幣用の金」などを含む『その他』項目は輸入数量でみても大幅に増加している(次頁図表12)。



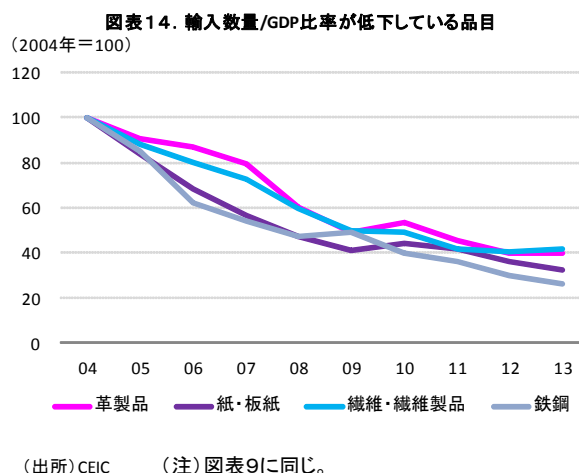
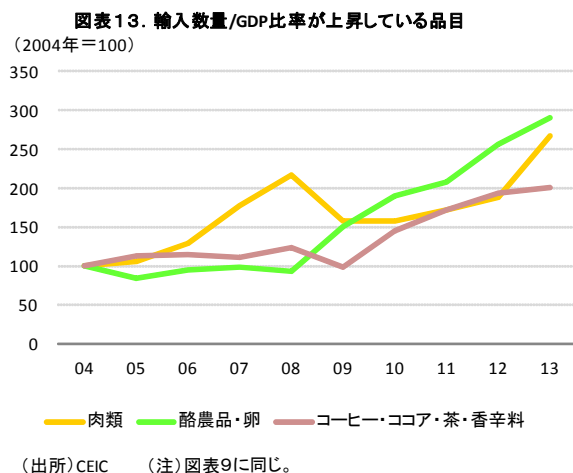
4. 消費の促進と民生の改善に資する輸入の拡大

次に所得弾性値が上昇している『食品・動物』と、反対に弾性値が大幅に低下している『原料別製品』についてさらに細かい分類において輸入の状況をみてみた。

『食品・動物』項目を構成する「肉類」「酪農品・卵」「コーヒー・ココア・茶・香辛料」については所得弾性値が上昇しており、所得水準の向上とともに輸入食品が加わって食生活が豊かになっている様子が示唆されている(図表13)。

一方、輸入数量の大幅な減少に見舞われているのは「革製品」「紙・板紙」「繊維・繊維製品」「鉄鋼」といった品目である(図表14)。これらの品目は供給過剰から政府が設備の淘汰を進めている業種であり、国内の供給過剰により輸入がいわばクラウドアウトされているとみられる。

中国政府は2011年からの第12次5ヵ年計画(2011~2015年)でさらに踏み込んで「輸入の総合的効果の引き上げ」の一環として「消費財の輸入を適度に拡大」することを謳っている。具体的には関税の引き下げなどによる輸入の拡大を通じて消費を促進し、民生の改善を図ろうとしている。今後、国内の供給過剰状態が緩和していけば、輸入がクラウドアウトされる状況が減るとみられる。また世界経済の持ち直しに伴い輸出が回復していけば、加工原材料の輸入も増加しよう。輸入は、消費促進と民生改善という大きな役割も果たしつつ、次第に、堅調に推移することになりそうだ。



(執筆者連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail: mariko.noda@murc.jp



アジアで飛躍が期待される日系農機メーカー

三菱東京UFJ銀行
企業調査部
小川 征 爾

アジアでは経済成長につれて農業の機械化が進展しつつあり、稲作用を主体に農機の市場が拡大している。また、今後の成長余地も相当に大きい。

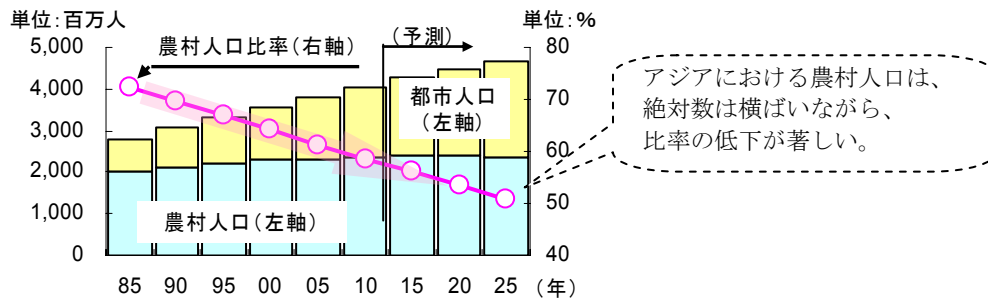
本稿では、アジアにおける日系農機メーカーの競合状況を概観するとともに、市場拡大の恩恵をより一層享受するために求められる3つの取り組みについて簡単に取り纏めた。

1. アジアの農機市場 ～農業の機械化ニーズに伴い拡大基調

近年、経済成長を続けているアジアでは、所得水準の向上や工業化に伴う農業の担い手不足（図表1）などを背景に、農業の機械化ニーズが顕在化しつつある。つれて、タイ、中国、インドを中心に農機市場は拡大傾向を辿っている（図表2）。

農機市場の詳細なデータは確認できないものの、アジアでは米を主食としている国が多く、耕作面積の内訳でも米の割合が圧倒的に高いとあって（図表3）、農機のなかでも「稲作用農機」の需要が拡大している模様。

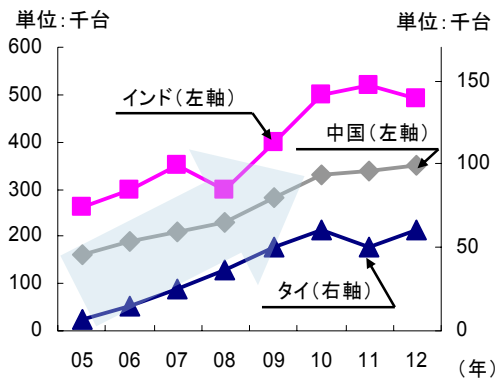
《 図表 1：アジアにおける都市・農村人口と農村人口比率の推移 》



(注) 日本を除くアジアの値。

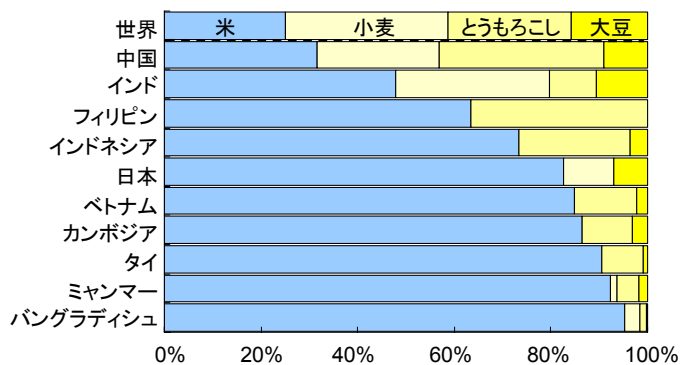
(資料) 国連経済社会局「World Urbanization Prospects」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表 2：タイ、中国、インドにおけるトラクター販売台数の推移 》



(資料) 日本マーケティングクリエーション「世界市場規模マーケットデータ」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表 3：農作物別（穀物）の耕作面積の割合¹ 》



(注) 1. 米、小麦、とうもろこし、大豆の耕作面積を合算した数値を母集団とした。

(資料) 国連食料農業機関「FAOSTAT」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

2. 稲作用農機とは

(1) 概要と種類 ～トラクター、田植機、コンバインが主要機種

稲作用農機は、米の栽培や収穫に使用される機械で、その種類は多岐に亘るが、水田を耕す「トラクター」、水田に苗を植える「田植機」、稲穂を刈り取る「コンバイン」が主要機種として挙げられる（図表4）。

《 図表4：稲作用農機の主要機種の概要 》

	稲作用農機		
	トラクター	田植機	コンバイン ¹
イメージ			 (短粒米用)  (長粒米用)
用途	水田を耕す	苗を植える	稲穂を刈り取る

(注) 1. 収穫する米の品種（短粒米、長粒米）によって機械の仕組みが異なり、短粒米用は主に日本や中国北部、長粒米用はその他の地域で使用されている。

(資料) 日系農機メーカー各社 HP、ヒアリングをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

(2) 特徴（畑作用農機との違い）

～稲作用には、軽量・小型であることが求められ、畑作用とは異なる設計・製造ノウハウが必要

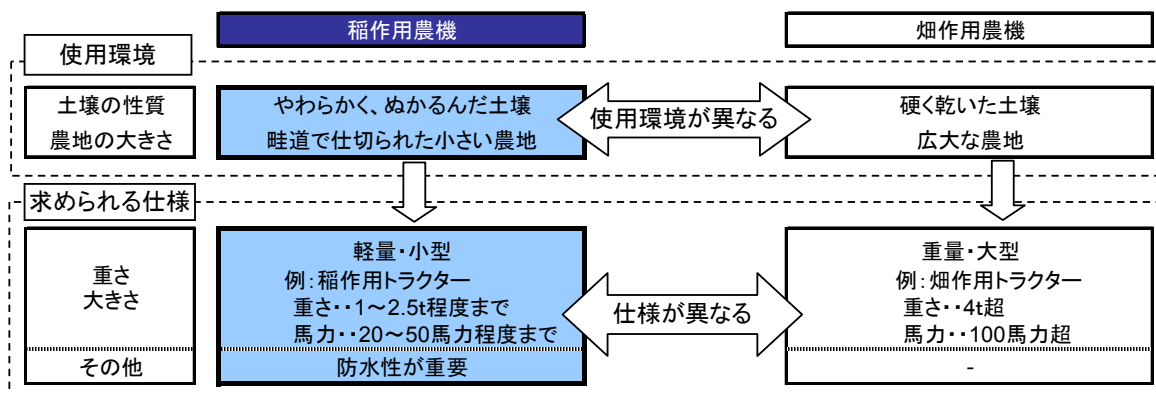
稲作用と畑作用とは、同じ農機とはいえ、使用環境の違いから求められる仕様が異なる（図表5）。すなわち、畑作用が硬く乾いた広大な農地（＝畑）の作業に使用されるのに対し、稲作用は地盤が緩いうえに細かく仕切られた農地^(注)（＝水田）の作業に用いられる。

(注) 水田は水位を均一に保つために畦道などで細かく仕切る必要がある。

このため、畑作用は硬い土壌でも耕せるような「重さ」や広大な農地で効率的な作業を行うための「大きさ」が重視される。一方、稲作用は緩い土壌でも車体が沈み込まない「軽さ」や小さい区画でもスムーズに作業ができる「小ささ」、さらには、水に浸かっても故障しない「防水性」が求められる。

このように特徴の異なる両者は、それぞれが求められる仕様に応じて別々の進化を続けてきており、機械の設計や製造に関しても異なるノウハウが必要となっている。

《 図表5：稲作用農機と畑作用農機の違い 》



(資料) 日系農機メーカー各社 HP、ヒアリングなどをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

3. 稲作用農機の参入メーカー

～日系勢のほか、中国、インド、韓国勢が挙げられ、ノウハウの蓄積では日系勢に一日の長あり
世界で稲作用農機の製造を手掛ける主な企業は図表6の通り。日系のほか、中国系、インド系、韓国系の企業が参入しており、稲作用に求められるノウハウの蓄積では日系企業に一日の長がある様子。

なお、欧米の大手農機メーカーは、母国市場が畑作中心とあって製品ラインナップも畑作用が主体であり、設計・製造ノウハウの異なる稲作用農機での存在感は小さい。

《 図表6：参入企業の顔ぶれと技術面での特徴 》

国籍	主要参入メーカー	技術面での特徴
日本	クボタ、ヤンマー、井関農機	・1960年代から稲作用農機を生産。 ・稲作用農機に求められる「軽さ」、「小ささ」、「防水」といった技術ノウハウを蓄積してきた。
中国	第一トラクター、福田、東風峰陵、星光、ワールド	・旧ソ連から導入した畑作用農機の技術をもとに生産。
インド	マヒンドラ&マヒンドラ トラクターアンドファームエクイップメント ソナリカ、エスコーツ	
韓国	大同工業、東洋物産 東国製鋼(国際総合機械)	・日系勢の技術供与により稲作用農機を生産。

(資料) ヒアリングなどをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

4. アジア主要国における競争環境

一口にアジアの農機市場といっても、現地メーカーの存在の有無や、機械化の進展度合いの違いによって、国毎に競争環境は異なる。

そこで、本章では農機の普及が域内のなかで比較的進んでいるタイ、中国、インドの主要3カ国について稲作用農機市場の概観と農機メーカー間の競合状況を整理した。

(1)タイ ～日系メーカーの存在感が極めて大

① 機種別の市場規模について

トラクターの年間販売台数が5万台以上に達するのに対し、田植機やコンバインの市場規模は限定的(図表7)。特に田植機については、タイでは直播き(水田に直接種を播く農法)が一般的で苗植え農法が普及していないとあって、販売台数が拡大し難い様子。

② メーカー間の競合状況について

いずれの機種でも日系メーカーが圧倒的なシェアを占めている。これは、有力な現地メーカーがほとんど存在しなかったなかで、農機導入の初期段階から市場参入を果たしたことが大きい。

《 図表7：タイにおける機種別の市場規模と日系メーカーの市場シェア 》

	トラクター	田植機	コンバイン (長粒米用)
市場規模 (年間販売台数)	50,000台以上	1,000台程度	数千台
日系メーカーの 市場シェア	ほぼ独占	ほぼ独占	過半を占める

(資料) 各種資料、ヒアリングなどをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 中国 ～日系メーカーと現地メーカーとの間では棲み分けがなされている

① 機種別の市場規模について

トラクターの年間販売台数が田植機やコンバインを大きく上回っている点は、タイと同様（図表8）。しかし、近年、中国政府は補助金抛出により苗植えや刈り取り作業の機械化を積極的に推進しており、田植機やコンバインの普及も進みつつある。

② メーカー間の競合状況について

トラクターに関しては現地メーカーの販売シェアが高くなっている。これは、現地メーカーが、数の上では圧倒的に多い家族経営の小規模農家向けに低価格品を販売しているため。

一方、日系メーカーは販売シェアこそ低いものの、耐久性や作業効率といった品質・機能性の高さを重視する「請負事業者」（農家から農作業を請け負う事業者）^(注) にターゲットを絞って高付加価値製品を販売。対象とする顧客層を達えることで現地メーカーとの棲み分けを図っている。

（注）使用する農機の稼働時間が年間約1,000時間（日本の約10倍）と長く、製品を選ぶ際には、製品の耐久性や作業効率の高さを重視する。

田植機やコンバインに関しては、日系メーカーの市場占有率が高い。これは、中国政府が苗植えや刈り取り作業の機械化を進めるにあたって日本式の農法を取り入れ日系メーカーの農機が導入された経緯があるため。

《 図表 8 : 中国における機種別の市場規模と日系メーカーの市場シェア 》

	トラクター	田植機	コンバイン (短粒米、長粒米用)
市場規模 (年間販売台数)	300,000台以上	10,000台以上	30,000台以上
日系メーカーの 市場シェア	僅少 (現地メーカーのシェア大)	ほぼ独占	高い (特に短粒米用では過半)

(資料) 各種資料、ヒアリングなどをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

(3) インド ～現地メーカーの存在感が大

① 機種別の市場規模について

トラクターの年間販売台数は50万台程度とアジアで最大の市場となっている一方、田植機やコンバインは未だ市場が形成されていない状況（図表9）。

これは、タイと同様に直播きが一般的であることに加え、インドではアジア域内で比べても人件費が低水準にとどまっており、種播きや刈り取りは人手による作業が基本となっているため。

② メーカー間の競争について

トラクターに関しては現地メーカーの市場占有率が非常に高い。これは、日系メーカーの市場参入そのものがここ数年と、未だ日が浅いことが大きな要因。

加えて、インドではトラクターを農作業だけでなく通常の移動手段や牽引作業にも日常的に利用するとあって、農作業専門に設計されている日系メーカーの製品では現地のニーズに必ずしも応えきれていないといった事情もある模様。

田植機やコンバインに関しては日系メーカーのシェアは相応に高い様子だが、前述の通り、そもその市場規模が僅少。

《 図表9：インドにおける機種別の市場規模と日系メーカーの市場シェア 》

	トラクター	田植機	コンバイン (長粒米用)
市場規模 (年間販売台数)	500,000台程度	ごく僅か	ごく僅か
日系メーカーの 市場シェア	僅少 (現地メーカーのシェア大)	-	-

(資料) 各種資料、ヒアリングなどをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

5. 日系メーカーの展望

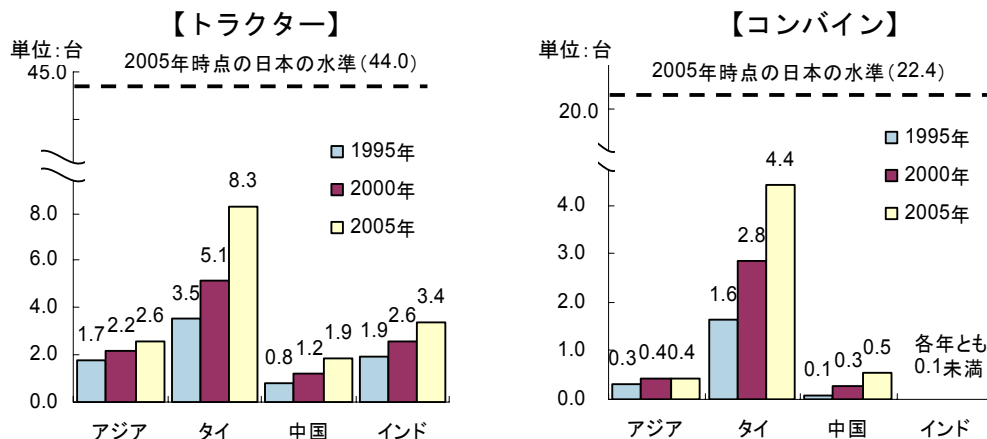
(1) アジアにおける稲作用農機市場の展望

① タイ、中国、インドについて ~引き続き市場の拡大が見込まれる

前述の通り、タイ、中国、インドでは既に稲作用農機の市場は拡大中であるが、農機の普及度を日本と比較すると未だ低位にとどまっている(図表10)。

これらの国では今後も経済成長が進展するであろうことに鑑みれば、農機市場の成長余地は相当地に大きいといえる。

《 図表 10 : タイ、中国、インドにおける農機の普及度合い(農村人口1,000人当たり) 》



(資料) 国連経済社会局「World Urbanization Prospects」、国連食料農業機関「FAOSTAT」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

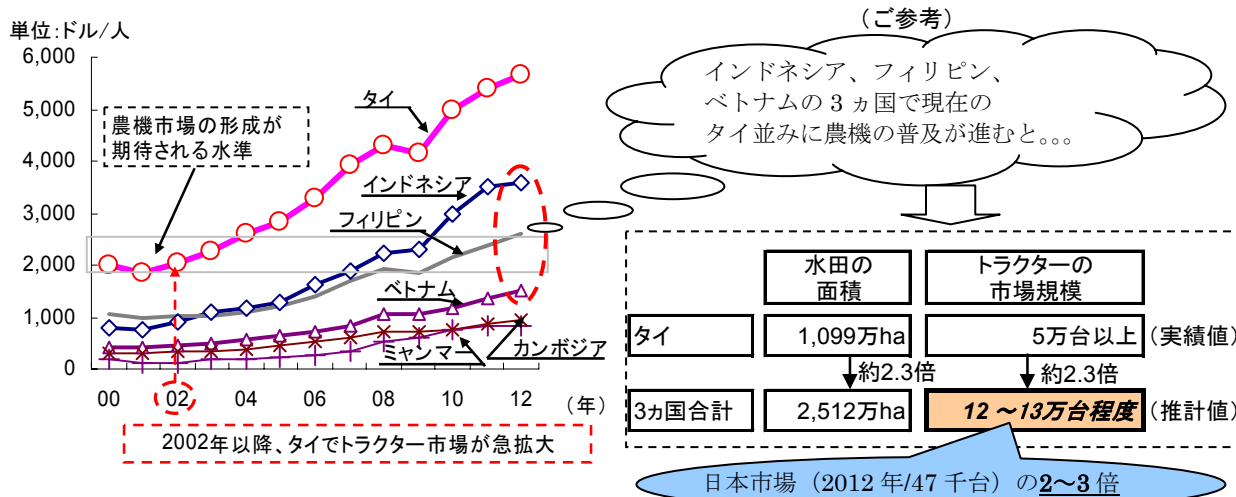
② その他の国々 ~インドネシア、フィリピン、ベトナムでも市場の形成が期待される

さらに、タイ、中国、インド以外の国々でも、経済成長に伴い稲作用農機の普及開始が期待される。

一般に、農機は「1人当たりのGDPが2,000~2,500ドルに達する頃より普及が始まる」と言われている。この水準付近にあるインドネシアやフィリピン、ベトナムといった国では、現時点で農機はほとんど普及していないが(注)、今後本格的な市場の形成が期待される。(図表11)。

(注) 正確な普及台数は把握が困難ながら、ヒアリングによれば中古製品などが一部出回っている程度とのこと。

《 図表 11 : 東南アジア主要農業国における一人当たりのGDPの推移 》



(資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

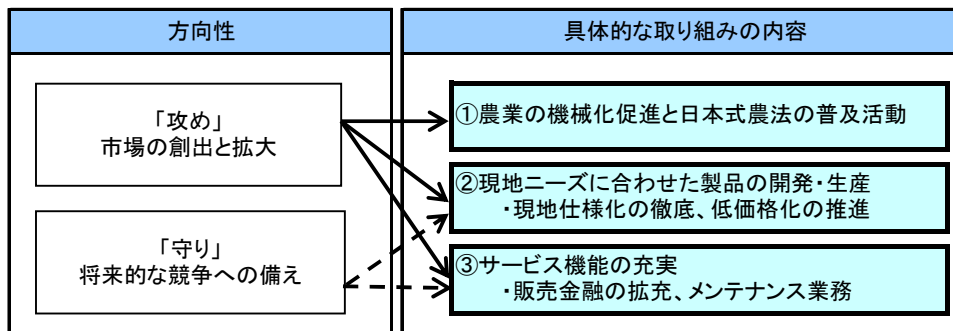
(2) 日系メーカーに求められる取り組み

既述の通り、稲作用農機の分野では、日系メーカーは長年に亘り積上げてきたノウハウを強みに高い競争力を有しており、インドのトラクター市場などを除いて一定の地位を確立している。

したがって、日系メーカーは足元で他国メーカーにシェアを脅かされる状況にはなく、アジアの市場拡大を享受できる位置付けにあるといえる。

もっとも、日系メーカーがその恩恵を中長期的にも享受するためには、以下の3つの取り組みが必要（図表12）。

《 図表 12：日系メーカーに求められる取り組み 》



（資料）ヒアリングをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

① 農業の機械化促進と日本式農法の普及活動 ～製品を売るための環境づくりが必要

農機市場の拡大を待つだけでなく、自ら市場を創出・拡大していけば、日系メーカーはさらなる成長の機会を得ることができる。こうした市場創出・拡大のためには、単純な「機器売り」にとどまらず、機器を売るための環境づくりという事業の「川上への取り組み」を強化することが求められる。

具体的には、現地において農業の機械化メリットを説き、農機の普及を促進する取り組みに加え、日本式農法の普及活動をあわせて行うことで、これに最適な日系メーカーの製品を販売しやすい環境が整うことになる。

ただし、このような川上への取り組みを一企業が単独で行うには限界がある。このため、国内の政府系支援機関や農業関連団体、現地の政府や有力企業といったパートナーと協働していくことが肝要。

② 現地ニーズに合わせた製品の開発・生産

～耕作条件、使われ方、所得環境など、現地の事情に合わせた製品開発が重要

日系メーカーが、対象となる顧客層を拡大していくうえでは、自動車や家電製品と同様に現地のニーズにあわせた製品を開発・生産していくことも重要。

同じ稲作でも土壌の性質や栽培期間などの耕作条件は国毎に異なるうえ、国によっては農機を農作業以外にも使用するケースがあるなど、農機に求められる機能は様々。また、その国の所得水準に応じて購入可能な価格帯も異なる。

こうした様々なニーズを汲み取り製品を開発するためには、開発機能の現地化を進めることが求められる。また、コスト低減に向けた現地生産や部品の現地調達への推進、搭載する機能の絞り込みといった取り組みも必要となろう。

特に、コスト低減に向けた取り組みは将来的な他国メーカーとの競合に備える観点からも有効。

なお、開発の現地化や部品の現地調達に関しては、農機メーカーより先行している部品サプライヤーも存在しており^(注) (図表 13)、これらの企業との連携も検討に値する。

(注) 電装部品を手掛ける部品サプライヤーなどでは、自動車メーカーを主要顧客としており、農機メーカーより海外展開が先行しているケースがある。

《 図表 13：海外展開が先行している部品サプライヤーの例 》

社名	主な製品	アジアで生産拠点を有する国
矢崎総業	ワイヤーハーネス	タイ、中国、インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム、台湾、韓国、カンボジア
住友電装	ワイヤーハーネス	タイ、中国、インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム、台湾、韓国、カンボジア、マレーシア
ユーシン	キーセット ¹	タイ、中国、インド、台湾、マレーシア

(注) 1. ドアの施錠・開錠や、エンジンの始動・停止などを行う部品。

(資料) 日系農機部品メーカー各社 HP をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

③ サービス機能の充実 ～販売金融やメンテナンスの強化が重要

日系メーカーの製品を現地で根付かせるためには、販売時および販売後のサービス機能の充実といった、事業の「川下への取り組み」を強化することも大事。

販売時のサービス機能としては、ユーザーが購入する際に負担感を軽減させるための販売金融などが挙げられる。また、販売後のサービス機能としては、部品の交換や修理といったメンテナンスが挙げられる。

これらのサービス機能を充実させることは、他国メーカーが市場参入を試みる際の参入障壁にもなり得る。

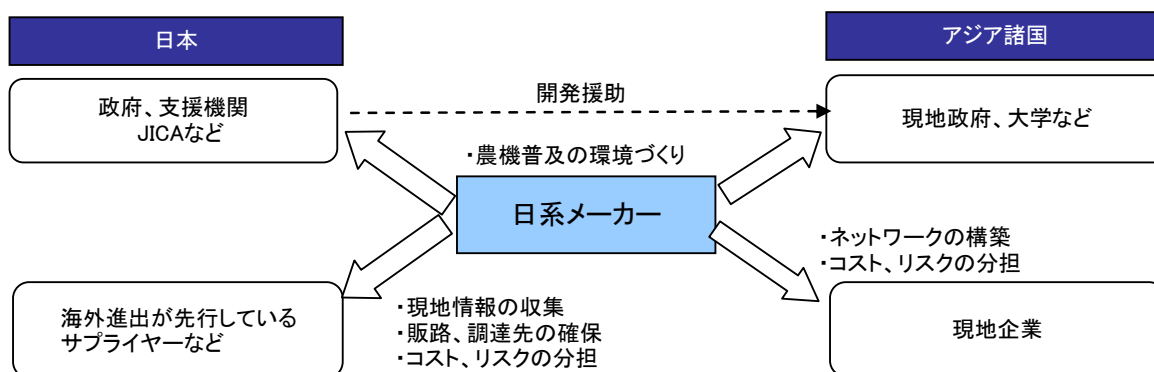
ただし、こうした川下への取り組みは地域に根ざしたネットワークの構築が必要とあって一社単独で実施するには限界がある。したがって、現地の商慣習に精通し、店舗網などのネットワークを有している企業と協働しながら効率的に進めることが有効と考えられる。

6. まとめ

日系農機メーカーは、既述の3つの取り組みを行うことでアジアにおける農機市場拡大の恩恵をより一層享受し、今後のさらなる飛躍が期待される。

ただし、これらの取り組みはいずれも一社単独で行うには限界があり、国内外の他社・政府機関等と上手く連携していくことが成功の鍵を握る(図表14)。その取り組み方次第では、アジアにおける勢力図、ひいては日系メーカーの競争力そのものが左右されよう。

《 図表 14 : 外部リソースの活用イメージ 》



(資料) ヒアリングなどをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 小川 征爾

住所：東京都千代田区丸ノ内2-7-1

TEL : 03-3240-3901 FAX : 03-3240-5853 Email : seiji_2_ogawa@mufg.jp



中国債券市場における昨今の規制強化と今後の展望について

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
資金証券グループ 伊藤 豪

中国債券市場は、2008年のコマーシャルペーパー（以下CP）¹の発行手続き簡素化やメディアムタームノート²（以下MTN）の発行解禁等の商品種類の拡大に加え、4兆元景気刺激策以降のインフラ投資の増加、銀行融資の総量規制強化など複合的な要因によって、急速な成長を遂げてきた。発行残高は28兆元と過去5年間で2.2倍に成長し、市場の流動性を測る指標となる取引高も2012年通年で66兆元と2008年の2倍に拡大した。ところが、2013年5月以降、債券の市場取引量は急速に減少し、その後も以前の水準まで回復しない状態が続いている。

債券市場の取引高低迷が続いている背景の一つには、「代持（だいもち）」と呼ばれる中国の市場慣行への規制強化があると考えられている。本稿では、足元の債券市場の動向を整理したうえで、問題となった代持取引への規制強化が債券市場に与えた影響を考察し、その上で今後の債券市場を展望することとしたい。

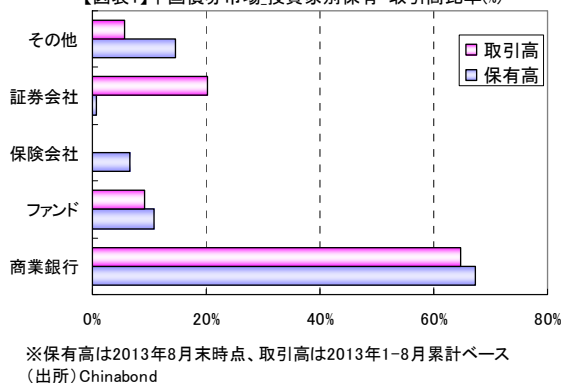
1 足元の債券市場動向

(1) 中国債券市場の特徴

市場動向の説明の前に、中国債券市場の特徴について整理しておきたい。【図表1】のとおり、中国債券市場では、商業銀行が債券の保有高・取引高の6割強を占める圧倒的な存在感を示している。しかし、本業が企業・個人への貸出である商業銀行にとって、債券投資はあくまで余剰資金運用の側面が強い³。そのため、債券への投資行動は企業の借入需要等を受けた手元資金の余剰感に影響を受ける。例えば、金融緩和や海外からの資金流入等により銀行の手元資金が潤沢な場合には債券購入に向かいやすく、金融引締めや税揚げ（銀行が企業や個人の代理で税金を国庫に納付すること）等により手元資金が逼迫すると債券売却に動きやすいと考えられる。しかも、各銀行はほぼ同時期に、手元資金が潤沢になる、もしくは逼迫する傾向にあるため、銀行の債券への投資行動も同質化しやすい。したがって、中国債券市場は、価格の動きが一方に傾きやすい傾向を有している。

また、価格変動リスクのコントロール手段として、海外市場で一般的に活用されているのがデリバティブ市場であるが、中国ではこの整備が遅れている。2005年に債券先渡し取引、2007年に金利先渡し取引、2008年には金利スワップ取引が導入され、状況は改善されつつあるが、現物債券市場に比べて取引高は少なく⁴、ヘッジ手段として活用するには更なる定着が必要だろう。また、

【図表1】中国債券市場 投資家別保有・取引高比率(%)



¹ 法人格を有する非金融企業が1年以内に元利金を償還することを約定する有価証券。これとは別に証券会社もCPを発行している。
² 法人格を有する非金融企業が、計画に従って分割発行し、一定期間内に元利金を償還することを約定する債務調達手段。
³ 商業銀行の本業は企業・個人への貸出であるが、当局から厳しい預貸比率規制や窓口指導を通じた融資の総量規制が導入されている。一方、預金量に応じた準備金を中国人民銀行に低い金利で積み立てなくてはならず（しかも自由に引き出しできない）、預金コストを吸収して収益を上げていくためには、預貸比率の対象外である債券投資による資金運用も重要な収益源となっている。
⁴ 金利スワップは比較的取引が多いと言われているが、WINDのデータによると、2013年1-8月の累計取引高は2,431億元と同期間における現物債券取引高の3.5%に留まる。

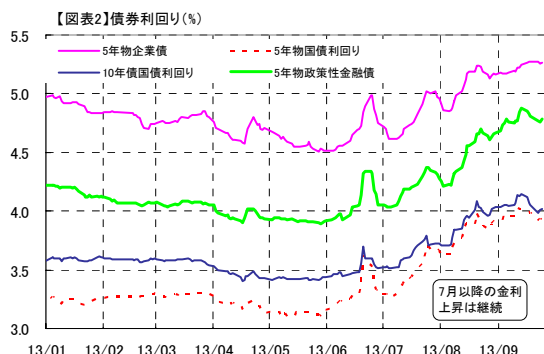
今月9月に市場関係者に待望されてきた国債先物取引が再開されたが、最大の債券投資家である銀行の参入が先送りされており、ヘッジ機会の提供という点ではまだ不十分な状況である。

(2) 債券利回り

【図表2】は債券利回りの推移である。中国の資金市場では6月に金利が上昇し、同月20日には上海銀行間取引金利（以下 SHIBOR）翌日物は史上最高水準となる13.44%を記録したことは記憶に新しいが、債券市場でも同時期に金利の上昇が見られた。

6月は例年、税金支払いや半期末等の要因で資金需要が高まりやすい時期であるが、中国人民銀行（以下 PBOC）はリバースレポ等の公開市場操作による市場への能動的な資金供給を実施しなかった⁵。資金流動性が逼迫した銀行は、手元資金確保の一環として保有債券を売却したため、債券利回りは大きく上昇した。混乱収束後に低下したものの、7月以降、李克強首相を始めとする政府関係者が2013年

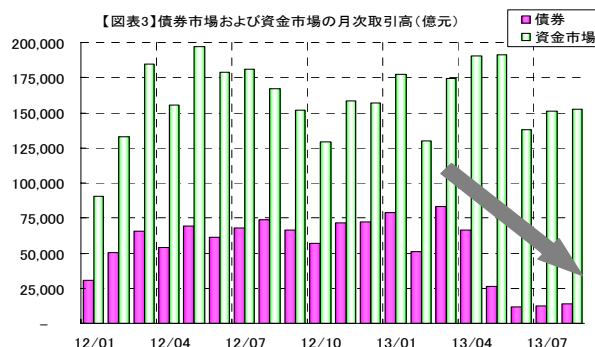
経済成長率の政府目標（7.5%）達成への意欲を相次いで表明したことに加え、中西部を中心とした高速鉄道建設や中小企業支援策の発表、7-8月の良好な経済指標などを背景に景気回復期待が高まったことから、債券利回りは再び上昇に転じている。本稿執筆中の9月29日時点で、長期金利の代表的な指標である10年物国債利回りは2011年以来となる4%程度の水準で推移している。



(3) 債券取引高

また、債券市場と資金市場⁶の取引動向を比較すると、様相が大きく異なる点もある。【図表3】は債券市場と資金市場の月次取引高の2013年8月までの推移であるが、債券取引高は金融市場で混乱が生じる以前の5月から大きく減少していることが確認できる。中国債券市場は、市場規模（発行残高）の拡大と共に、取引高も大きく増加してきたが、その債券取引高は3月の8.3兆元をピークに減少続け、6月以降は2007年以来となる1兆元台での推移が続いている。

以上から、足元の債券取引高の減少は一時的な事象ではなく、債券市場に生じている変化と捉えるべきだろう。そして、この取引高急減の背景の一つには、中国の金融市場の取引慣行として行われてきた「代持」という取引の仕組みに規制が導入されたことが挙げられる。次章では、この「代持」と取引高減少の関係についてみていきたい。



⁵ 6月の金融市場混乱の詳細な要因分析については、本誌91号（2013年8月）を参照。

⁶ 中国の資金市場には、大きく分けて①無担保コール取引（以下「コール取引」）、②債券レポ取引の2種類があり、取引高も2012年通年で188兆元と規模が大きく、金融機関の資金調達・運用の場として大きな役割を果たしている。また、市場参加者も銀行、証券会社、保険会社以外にも、一定の制限はあるが、事業法人の財務統括会社、自動車金融会社、金融リース会社等も含まれ、日本と比較すると参加者の顔ぶれは多彩である。

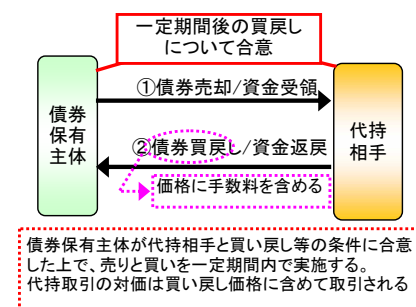
2 代持取引への規制強化とその影響について

(1) 代持取引の概要と問題

代持取引とは名の示すとおり、ある市場参加者が保有する債券を、他の市場参加者に代理で保有してもらい、一定期間後に引き取る取引である。具体的には【図表4】のように、債券保有主体が、取引相手方である代持側に、将来の買い戻しを前提に保有債券を売却して一定期間保有してもらい、その後買い戻す取引である。取引の対価となる手数料は買い戻し価格に含めて取引することが一般的であったようだ。

代持取引は形式上、レポ取引（債券を提供して資金を受け入れる取引）に類似している。しかし、大きく異なるのは、代持取引は債券の売却と買い戻しを独立した取引として行うため、債券保有者が代持側に保有の対価として、買い戻し価格の上乗せ等により一定の便宜を図ることが容易で、透明性が高いとは言い切れない点である。ただし、中国債券市場では後述の背景から、広く実施されている取引であったようだ。

【図表4】代持取引のイメージ



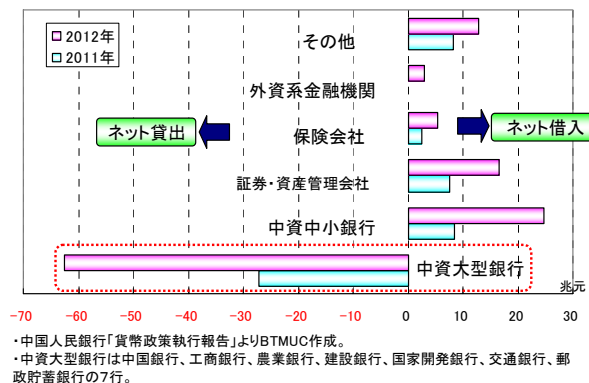
(2) 代持取引の背景

代持取引が行われる背景には、①金融機関の調達手段、②取引高をベースとした市場参加者評価、そして③規制回避、の側面があると考えられる。

① 金融機関の調達手段

資金市場における貸し手・借り手の関係を見ると大きな偏りが存在する。【図表5】は当該市場における市場参加者別のネット貸出・借入額を表したものである。市場参加者の中でも、4 大国有銀行を中心とする大型銀行7行が圧倒的なネット貸し手となっており、他の市場参加者はこれらからの借り手となっている構図が見て取れる。しかも、各金融機関は自行・自社の手元資金の状況や与信の管理制度に基づいて、市場で資金取引を行うため、無尽蔵にすべての市場参加者と取引を行えるわけではない。特に大型銀行以外の金融機関は、相対的に規模も小さく、内部管理上の取引可能な限度金額も大きくない。このような環境において、資金市場で資金調達できない金融機関の一部には、資金市場ではなく、形式上債券の売買となる代持取引を通じて資金調達を行っていたと考えられる。

【図表5】資金市場における資金のネット貸し手、借り手の状況



・中国人民銀行「貨幣政策執行報告」よりBTMUC作成。
・中資大型銀行は中国銀行、工商銀行、農業銀行、建設銀行、国家開発銀行、交通銀行、郵政貯蓄銀行の7行。

② 取引高をベースとした市場参加者評価

代持取引が発達したもう一つの背景として、中国では債券引受業務等への参入には資格制度が導入されており、資格取得の要件の一つとして債券市場における取引高の大きさを評価することも挙げられる。近年急速に発行量が増加している CP/MTN の引受けや、銀行間債券市場における債券取引時の決済事務を取り扱う決済代理人、PBOC の発行する中銀手形の入札や公開市場操作への直接参加が可能となるプライマリーディーラーなど、金融機関に新たな収益機会を提供する資格を取得・維持するには、一定の要件を充足することを金融機関に求めている。資格要件は、資本規模、内部統制システムの整備等幅広い分野での充足が必要であるが、市場取引高の大きさも重要な構成要素となっている。そのため、資格の取得や維持を目指す銀行や証券会社等には、

取引高を増やしたいというインセンティブが働きやすく、代持取引を活用して短期間で売買を繰り返すような行為に向かいやすくなっている。

③ 規制回避

第一財經日報によると、代持取引は、当初はマネーマーケットファンド⁷の保有債券にかかる期間制限の回避や投資収益率の向上を目的として発達した手法だと考えられている。「マネーマーケットファンド管理暫定規定」(PBOC, CSRC⁸公布)では、マネーマーケットファンドの流動性を保証するため、残存期間397日を超える債券への投資を禁止している。しかし、通常債券は残存期間が長ければ、利回りも高くなるため、マネーマーケットファンドは期間が長く、利回りの相対的に高い債券を購入し、決算日前に売却した形で代持相手に譲渡して、決算日明けに買い戻すことによってファンド全体の収益率向上を行っていた。

また、同紙は、一部の商業銀行が自己資本比率の算定におけるリスクアセットを削減するため⁹、保有債券の中でリスク量が大きいものを決算日前に代持取引によって売却し、資産計上を免れていると指摘している。このように規制回避の目的でも、代持取引が利用されていたと考えられる。

このような背景により、代持取引は拡大していったが、規制回避や不正な利益享受など不透明な取引に利用されるケースも出てきたことから、当局は今年に入り規制を強化し始めている。

(2) 規制強化とその影響

① 規制強化の概要

代持取引の存在が公になったのは、今年4月に代持取引を通じて不正な利益を享受していたとされる一部の証券会社や資産管理会社(ファンド)に公安部(日本の警察組織に該当)の調査が入り、債券運用担当者に逮捕者が出た事件が各地元メディアで報道されたことがきっかけである¹⁰。このような事態を受け、【図表6】のとおり、関係当局は直接的に代持を規制することを謳っていないが、対策に乗り出している。事件直後の4月には、代持の相手方(債券保有を行う側)として利用されることが多かった丙口座¹¹について、証券会社、資産管理会社(ファンド)による新規開設を暫定的に禁止した。また、2013年5月に中国外為取引センター(以下CFETS)は銀行や証券会社等の金融機関が顧客向けに開設した債券取引口座と金融機関自己勘定との取引を禁止する旨の通知を公布している。この通知の背景は、一部の商業銀行等が保有債券を自行で販売・管理する理財商品に代持を通じて移管し、理財商品を自行の資金調達手段として活用する行為が行われていたことだと地元報道機関は指摘している。

【図表6】代持に関連する規制等の概要

名称	通知主体	通知日	概要
1 丙口座開設の暫定停止	CCDC PBOC	2013年4月	証券会社、資産管理会社(基金)、信託会社による新規の丙口座開設を暫定的に禁止
2 関連取引のさらなる規範化に関する公告	CFETS	2013年5月	銀行、証券会社、保険会社、信託会社等同一金融機関内の顧客口座間、自己勘定と顧客口座間での債券、資金取引を禁止。

CCDC: 中国中央決済公司、PBOC: 中国人民銀行(中央銀行)、CFETS: 中国外為取引センター

⁷ 政府の短期証券等、極めて安全性の高い債券を中心に運用する投資信託の一種。

⁸ 中国証券業監督管理委員会の略称

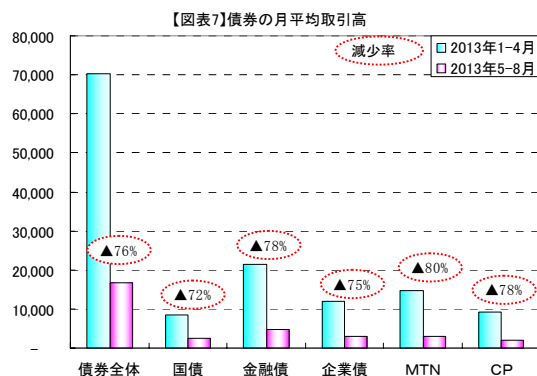
⁹ 商業銀行の自己資本比率算定上、平易な説明をすれば、分子は資本金や利益剰余金、有価証券の時価評価損益などの純資産が用いられる。一方、分母にはリスクアセットという概念が用いられる。これは、貸出やクレジット債の資産評価額に対しては、外部格付や内部格付に応じた掛け目を乗じて算出したものがリスクアセットである。格付が低い場合、リスクアセットは大きくなり、自己資本比率は低く算定されることになる。

¹⁰ 地元報道機関では、利益相反の疑いのある取引によって不正な利益を得ていたファンドマネージャーの存在を指摘している。債券ファンド商品を管理・運用する立場にあるファンドマネージャーが、代持相手と結託して代持側に債券を購入させ、自身の担当するファンドで当該債券を高値で購入し、価格を吊り上げたところで売却させ、利益を上げるという取引が行われていたようだ。

¹¹ 中国銀行間債券市場で債券取引を行うには、市場参加者は集中寄託・統一決済機関に指定されている中央国債登記決済有限責任公司で債券口座を開設する。債券口座は取引権利に応じて、主に銀行を中心に自己取引以外にも丙口座の代理取引も可能な「甲口座」。自己取引のみが可能で銀行以外の金融機関が開設する「乙口座」。銀行以外の事業法人等が開設し、取引は甲口座に依頼して行う「丙口座」の3つに分類される。

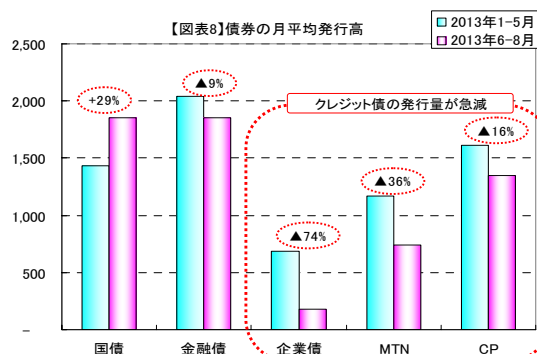
① 取引高への影響

【図表7】は債券の月平均取引高を規制が強化された5月以降とそれ以前を比べたものである。債券全体では5分の1程度にまで減少し、国債、クレジット債すべてのセクターで取引減少が確認できる。規制強化以前は、資金繰り調整、期末等での決算対策、もしくは意図的な債券取扱高の増加等、様々な目的で代持取引に関与する市場参加者が存在し、市場全体の取引高を押し上げてきた。専門家の間では、中国債券市場における取引高の大きさを流動性が優れている証跡と捉える声もあったが、実態は代持などによる取引高の嵩上げが強く作用していた模様である。



② 発行量への影響

【図表8】のとおり、企業債やMTNなどのクレジット債は昨年以降の高水準での発行が続いていたが、6月以降大きな落ち込みを見せている。市場混乱時に発行体が発行を見送ることは合理的な判断だが、減少が続くとなれば、他の要因も検討する必要がある。筆者は、発行量減少にも一連の規制強化が影響を与えていると考えている。



上述のとおり、一部の商業銀行等では、保有債券を自行で販売・管理する理財商品に代持を通じて移管するなどにより、理財商品を資金調達手段として活用していたようだ。このような取引を利用すれば、銀行や証券会社が自己勘定で引受けた債券を、代持取引により自行発行の理財商品に売却し、売却代金で新たに発行される債券を引受けるという取引が可能となる。このような資金の循環によって、商業銀行等のクレジット債への引受意欲が高まり、クレジット債の発行が増加していったと考えている。5月以降の取引高減少とともに、発行量も減少している状況を鑑みれば、このような資金調達行為の禁止により、商業銀行等の資金流動性は以前ほど潤沢ではなくなり、債券引受意欲が減退したことが、足元の発行減少の要因になっていると推測される。これらは、あくまでも筆者の憶測を出ないが、発行量の急減には2013年以降導入された規制が影響しているのは確かであろう。

3 今後の展望について

2013年以降の債券市場への一連の規制強化によって、足元債券市場の取引量および発行量は大きく減少している。しかし、これまでの取引量および発行量の急速な拡大は、代持取引等を通じた取引量の嵩上げや金融機関の不透明な資金調達による影響を強く受けていたと考えられることから、一連の規制導入によってこれらに歯止めがかかったことは、今後債券市場が健全な発展に向かっていくきっかけとして評価できる。今年3月に発足した新政権は構造改革を通じた経済・金融の質的向上を目指す方針のもと、問題視されてきたシャドーバンキングや地方政府融資プラットフォーム等に対する規制を強化し、将来的なリスクの軽減に取り組んでいる。債券市場への規制強化もこの流れを汲んで行われているものである。今後は規模の拡大だけでなく、質的な向上も重視した市場の育成が行われるものと予想される。このような方向性には2つのメリットがあると考えられる。

一つは債券市場における価格の透明性が高まるということである。中国では、金融政策を現状の窓口指導や預金準備率操作を中心とする総量規制的な規制手法から、海外の中央銀行が一般的に採用するような金利操作とその波及効果を重視した手法に移行していくことを目指しているため、金利形成メカニズムの構築を重要な政策課題としている。その中でも、債券利回りは中長期金利を表す重要な指標になるものであり、市場において透明性の高い取引を通じて債券価格が形成されるメカニズムを整備することは不可欠である。この意味において、代持取引等の不透明な取引を排除していくことのメリットは大きい。

もう一つのメリットは、海外からの資金を呼び込めることである。中国ではクロスボーダーの人民元取引を積極的に推進しており、取扱高も確実に増加している¹²。したがって、今後海外に滞留することが予想される人民元への運用機会提供は、一層重要性を増してくるだろう。また、2012年1月に公表された「第12次5ヵ年計画期間中の上海国際金融センター建設計画」では、金融市場の対外開放推進の一環としてQFII（適格外国機関投資家）の投資規模と投資範囲の拡大が方針として掲げられている。このような中、債券市場が規模と同時に、取引や価格の透明性を向上させていけば、海外の投資家には魅力的な市場に見えてくるだろう。

2013年に入り、債券市場の規制強化とほぼ時期を同じくして、QFIIは規模拡大（800億ドル→1,500億ドル）に加え、銀行間債券市場への参入が承認された。これは中国政府・当局が積極的に海外機関投資家を債券市場に呼び込もうとする姿勢の表れだと考えられる。そして、その枠組みの下、実際に海外機関投資家の投資を呼び込むためにも、冒頭でも取り上げたヘッジ手段の整備や市場の質的向上が引き続き実施されていくことを期待したい。

以上
(2013年9月29日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail:shinya_ueno@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2950

(本稿で活用しているデータは特段の断りがない限り、BLOOMBERGとWINDを使用しています)

¹²クロスボーダーでの人民元取引は2009年に開始。2013年第一四半期の決済量は10,039億元（中国人民銀行による2013年第1四半期「貨幣政策執行報告」）



税務会計：中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

□税務（担当：山崎学）

Question：

最近国外送金について手続きが簡素化されたという話を聞きましたが、その具体的な内容と関連する影響をご紹介ください。

Answer：

従来、サービス貿易等に関して中国国外に送金を行う場合には、送金前に当該送金にかかる税金を納税した上で『サービス貿易、収益、経常移転および一部の資本項目の対外支払税務証明書』（以下「税務証明書」）を取得し、その証明書を銀行に提出することが求められてきました。当該「税務証明書」は、国外送金に対する徴税管理を目的としていましたが、しばしば国外送金の遅延や障害の一因であったことも事実でした。当該国外送金に関連して、今年の七月に国家税務総局と国家外貨管理局は共同で、国家税務総局、国家外貨管理局通達[2013]40号（以下「通達40号」）を公布し、サービス貿易等の国外送金に際して行う新たな手続きについてのガイドラインを公表しました。当該通達が2013年9月1日より施行されたことにより、従来、送金する前に取得しなければならない「税務証明書」は新たに税務届出制度に移行し、国外支払の税務手続きが簡素化されることになりました。今回はこの税務届出制度について内容をご紹介するとともに私共の所見をご紹介いたします。

通達40号の詳細内容

変更点

従来の「税務証明書」の制度においては、国外送金額が3万米ドルを超える場合、国内の送金者は（場合によっては海外の受領者も）煩雑な書類を準備した上で、複雑な申請・納税手続きを経て「税務証明書」を取得する必要がありました。

一方、通達40号の施行以後は、5万米ドルを超える特定項目（例：サービス貿易、配当、利息、特許使用料、報酬、キャピタルゲイン等）の国外送金については、送金前に国内の送金者の所轄税務機関に一定の届出を行うことで送金が可能となりました。具体的には、送金者は所轄税務機関に一定の内容を記載した三枚一組の『サービス貿易等項目の対外支払税務届出表』（以下「届出表」）及び関連資料を提出します。所轄税務機関は送金者が提出した資料が完備していることを確認した上で（当該届出表に関連する納税の有無の審査は行わない）、届出表に押印し、一枚を送金者に返却します。送金者は押印済の届出表および匯発[2013]30号通達に記載されるその他の規定されたその他の資料を送金を担当する銀行に提出して、国外送金を行います。

留意点

通達40号には、所轄税務機関が届出表の受領後15日以内に届出表および添付資料の審査

を行う必要があります。届出人に追加の資料を要求するができると規定されています。審査の結果、所轄税務機関が当該国外送金に係る税金が適切に納付されていないと判断した場合には、所轄税務機関は税法に基づき、中国の送金者（通常は源泉徴収義務者）または海外の受領者（通常は実質的な税金負担者）に対して税金を追徴し、滞納金および罰金を課することができます。従いまして、国内送金者と海外受領者の両者は届出手続時点において従前と同様の準備を行い、滞納金や罰金のリスクについて検討を行っておく必要があります。

なお、従来より「税務証明書」の取得をもって、所轄税務機関が租税条約の優遇措置の適用を保障したということはありませんでしたが、今回の税務届出制度への変更によって、租税条約の優遇措置が自動的に享受できるようになったわけでもありません。国外の受領者が租税条約の優遇措置の適用を受ける場合には、国税発[2009]124号（以下「124号通達」）に規定されている手続きを行う必要があります。

PwCの所見

従来は、種々な理論的または実務的な要因により、所轄税務機関から「税務証明書」を取得できずに国外送金を結果として行うことが出来なかったケースも稀ではありませんでした。今回、通達40号の施行により、国外送金時における「税務証明書」の提出が廃止され、中国の送金者は税務当局での税務届出を完了すれば、国外送金が可能となります。この変更により送金手続きは一層柔軟かつ効率的となり、国外への送金が容易になるものと考えられます。

しかしながら、中国の課税当局が国外送金に対する課税管理を緩和したとも言い切れません。従来、所轄税務機関は国内送金者から海外受領者への支払に関する性質、収益源、金額の妥当性を審査した上で納税手続きを認めて「税務証明書」を発行しました。換言すると「税務証明書」の受領は、当該送金に関する所轄税務機関の審査が完了したことの間接的な証明と言える状況にありました。このため、一部の中国税務上の取扱いが不明確な送金内容については、ある意味有用な手続きであったともいえます。特に関係会社間の海外送金については所轄税務機関により慎重な審査が行われてきたため、例えば損金性についても事前に確認できるなどの状況にありました。

今回の変更により中国の課税当局の焦点がいわゆる「事前審査」から日常的税務管理及び「事後審査」にシフトしたと考えられます。特に国外の受領者にとって、送金時の中国納税義務を正確に把握・計算し、税務局による送金後の調査での滞納金や罰金リスクを回避することは、従来にも増して重要になっていると考えられます。

租税条約の優遇措置を享受するための手続きについても引き続き留意が必要となります。優遇措置を享受するためには主に二つの方法があります。ひとつは事前に124号通達に基づき、所轄税務機関に優遇措置適用の申請を行う方法で、もうひとつは先に送金及び通常の規定に基づく納税を行い、3年以内に租税条約の優遇措置享受及びそれに基づく税金還付の申請を行うという方法です。しかしながら、中国においては実務上還付を受けることは非常に困難であるため、基本的には事前の申請が必要であると考えます。

国内の送金者においても、税務届出制度に基づく所轄税務機関への届出を行う前に国外の受領者の中国納税義務（租税条約の優遇措置の享受可否も含め）について正確に確認しておく必要があります。送金時における「税務証明書」提出要求の廃止後は、従来にも増して慎重に源泉徴収を行う必要があります。特に送金後に想定していた源泉徴収金額が異なっていることが発覚した場合（必要な源泉徴収が行われていない場合や源泉徴収金額が不足している場合）には、送金額全体について見直しの必要が出てきたり、所轄税務機関から源泉徴収義務者に対して延滞金や罰金が課される可能性があります。また、当該送金額そのものの損金性についても確認しておく必要があります。

上述のように、通達40号の施行により国外送金に関する税務管理手続きが根本的に変更さ

れました。海外の受領者は従来と比較してキャッシュフローについて柔軟対応が可能となったという恩恵を受ける一方で、税務申告において、海外の受領者、国内送金者の両者ともに従来の「税務証明書」制度と比較して一層大きなリスクを負うことになります。

今後、各地の税務当局および外貨管理局の地方分局などは実務的により詳細な各地の規定および要求を発行する可能性があります。本件に引き続き注目するとともに、所轄税務機関との意思の疎通を図り、現地の実務上の取扱いに注意を払うことが必要です。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86 + 21 - 23233804

Fax : 86 + 21 - 23238800

法務:中国における事業者結合届出審査実務の動向

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I はじめに

中国独占禁止法¹(以下「中国独禁法」という)の施行以来、これまで事業者結合届出の審査機関である商務部は多くの届出案件の審査を行ってきているが、その公表したところによると²、2008年の同法施行から2013年6月末までにおける商務部独占禁止局への事業者結合届出は754件、そのうち正式受理は690件、審査完了は643件で、審査結果は、禁止(不認可)1件³、条件付認可18件⁴、無条件認可624件であったとのことである。なお、この624件について筆者が確認しえた限り、少なくともその約27%にあたる171件において日系企業との関わりがあるものと思われる。

中国独禁法20条においては、「事業者結合」に該当する状況として、i)事業者の合併、ii)事業者が持分又は資産の取得を手段として行うその他の事業者に対する支配権の取得、iii)事業者が契約等を手段として行うその他の事業者に対する支配権の取得又はその他の事業者に決定的な影響を与えうる状態の創出が定められており、これに該当するものとしては、一般に、会社合併、持分買収、資産買収等の取引が考えられる。これらの取引に参加する事業者の売上高が一定の基準⁵を満たすときは、届出免除の事由⁶がない限り、商務部に届け出て認可を受けなければそ

¹ 2007年8月30日公布、2008年8月1日施行。

² 〈<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201308/20130800226124.shtml>〉参照。

³ コカ・コーラによる匯源買収事案。

⁴ インベブ(INBEV)によるアンハイザー・ブッシュ(ANHEUSER-BUSCH)買収事案、三菱レイヨンによるLucite買収事案、ファイザーによるワイス買収事案、ゼネラルモーターズ(GM)によるデルファイ(Delphi)買収事案、パナソニックによる三洋電機買収事案、ノバルティス(Novartis)によるアルコン(Alcon)買収事案、ウラルカリイによるシルビニット買収事案、ペネロープによるSavio買収事案、ゼネラル・エレクトリック(中国)と中国神華煤製油化工有限公司とによる合弁会社設立事案、シーゲイト・テクノロジー(Seagate Technology)によるサムスン電子(Samsung Electronics)ハードディスク(HDD)事業買収事案、漢高香港と天徳化工とによる合弁会社設立事案、Western Digitalによる日立ハードディスク(HDD)事業買収事案、グーグルによるモトローラ・モビリティ買収事案、ユナイテッド・テクノロジーズによるグッドリッチ買収事案、ウォルマートによる紐海持株会社(ネット通販サイト「1号店」運営会社)買収事案、安謀(AMR)、捷徳(G&D)、金雅拓(Gemalto)の3社による合弁会社設立事案、グレンコア・インターナショナル(Glencore International)によるエクストラータ(Xstrata)買収事案、丸紅によるガビロン買収事案。

なお、商務部は、2013年8月8日、8月26日、バクスター(Baxter)によるガンプロ(Gambro AB)買収事案、聯発科技によるケイマン星辰半導体吸収合併事案に対し条件付認可の公示をそれぞれ行っている。

⁵ 「事業者結合の届出基準に関する国務院の規定」(2008年8月3日公布・施行)3条によると、次の基準の一つを満たすときは、商務部に対し事業者結合の届出をしなければならない。

①結合に参加する全事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が100億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高が4億人民元を超えるとき

②結合に参加する全事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が20億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高が4億人民元を超えるとき

⁶ 中国独禁法22条によると、次に掲げる事由の一が存するときは、届出が免除される。

①結合に参加する1つの事業者が、他の各事業者の50%以上の議決権をもつ株式又は資産を有するとき

②結合に参加しない1つの事業者が、結合に参加する各事業者の50%以上の議決権をもつ株式又は資産を有するとき

の取引を行うことはできない⁷ゆえ、取引を予定通りに推進するためには、事業者結合に関する法令、手続等のみならず、実際の届出実務の動向についても十分に知っておくことが望ましいといえよう。

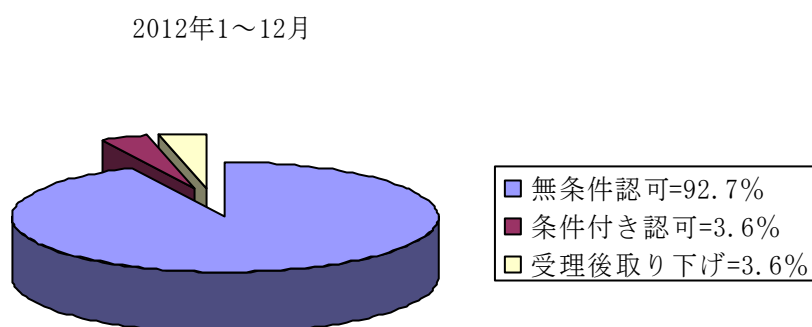
そこで、本稿では、事業者結合に関し、昨年 2012 年以降の審査動向のほか、今後の立法の展望について論ずるものとしたい。

II 最近における商務部事業者結合審査の概況

1. 審査件数

商務部が公表したところによると⁸、2012 年 1 月から 12 月 26 日まで商務部に対してなされた事業者結合届出は 201 件、そのうち受理件数は 186 件、さらに審査終結件数は 154 件であり、審査結果は、条件付認可 6 件、受理後取下げ 6 件、無条件認可 142 件であった。また、商務部独占禁止局の 2012 年第 4 四半期無条件認可事案リスト⁹によると、2012 年 12 月 27 日から 31 日までの期間に下された無条件認可は 11 件に上るとのことである。

このように、2012 年の 1 年間で計 165 件の審査が終結しており、その内訳は、条件付認可 6 件（約 3.6%）、受理後取下げ 6 件（約 3.6%）、無条件認可 153 件（約 92.7%）となっている。



翌 2013 年に関しては、商務部の公告のほか、商務部独占禁止局の同年第 1、第 2 四半期無条件認可事案リスト¹⁰によると、2013 年 1～6 月の期間においては、条件付認可 2 件（約 2%）、無条件認可 101 件（約 98%）、これら計 103 件の審査が終結している。

そのうち、その約 31%にあたる条件付認可 1 件（丸紅によるガビロン買収事例）と無条件認可 33 件の計 34 件が日系企業に関わるものと思われるが、この数値から、日系企業は中国独禁法に則り比較的積極的に事業者結合の届出を行っていることが窺える。

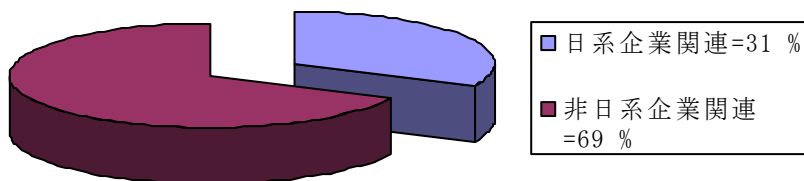
⁷ 中国独禁法 21 条。

⁸ 〈<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/slfw/201212/20121208504842.shtml>〉 参照。

⁹ 〈<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/201301/20130108512781.shtml>〉 参照。

¹⁰ 〈<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/201304/20130400075697.shtml>〉、
〈<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/zcfb/201307/20130700184718.shtml>〉 参照。

2013年1～6月



2. 実務傾向

(1) 企業結合の方法からみると、持分買収、合弁企業設立のケースが大部分を占める。商務部が公表した数値、筆者の調査によると、2012年における持分買収事案は約50.3%にあたる計83件（11月まで71件、12月12件）、合弁企業設立事案は約37.6%にあたる計62件（11月まで46件、12月16件）であり、また、2013年1～6月における持分買収事案は約50.3%にあたる計47件、合弁企業設立事案は、約40.7%にあたる計42件であった。

(2) 企業結合の性質からみると、その多くが水平方向での結合となっている。商務部の発表によると、11月までの2012年における水平方向の結合事案は、約65%にあたる80件であった。

(3) 業界からみると、事業者結合届出を行った企業が属する業界は比較的広く、石油、化学工業、機械製造、自動車、船舶、航空機器、採鉱などの製造業に関する事案が多い。商務部の発表¹¹によると、12月26日までの2012年において、製造業に関する事案が約半数の74件に上り、中でも機械製造業、自動車、化学工業の順に多数を占める。その他では、IT、商業、金融業などのサービス業に関する事案が増加している。

(4) 審査決定の類型からみると、2012年1月から2013年6月までの期間に下された決定は、禁止（不認可）0件、条件付認可8件、無条件認可243件であった。前二者が少数にとどまる理由としては、i）中国における事業者結合の届出基準は他の国・地区に比べて低いこと、ii）商務部が禁止、条件付認可に比較的慎重な態度をとったことが挙げられる。

III 商務部審査手続と最近の審査実務

1. 審査手続の流れ

企業結合に関する届出文書は、まず商務部行政業務サービスセンターに提出する。これを受け

¹¹ 前注7参照。

た同センターは、届出人に「商務部行政業務サービスセンター申請事項受理書」¹²を発行するとともに、届出文書を商務部独占禁止局に移送する。

移送先の商務部独占禁止局は、同局相談処において正式受理前の審査を行い、それにより届出文書の不備などを発見したときは、行政業務サービスセンターを通じて補充質問リスト¹³を発する。ほとんどの事案においては、届出文書の提出後と同リストが発行され、昨年後半からの実務経験では、商務部からの補充質問リストの発行が1回にとどまらず、2回、3回に及ぶケースもあった。したがって、この質問や要求に迅速に対応して、商務部独占禁止局による早期の受理をいかに実現するかが、手続全体に多大な影響を及ぼすといえる。その他、商務部の人員不足といった諸要素にも鑑みると、届出資料の提出から商務部の正式受理まで、最近、通常1.5ヶ月～3ヶ月ほどの時間が必要となる。

相談処が届出文書は受理条件を満たしていると判断すれば、正式受理の通知書が発行される。この正式受理をもって、手続は商務部による本審査段階に入り、具体的に審査作業を担当する部署は、通常経済処や法律処となるケースが多い。

この審査の期間について、中国独禁法25条、26条は、正式受理から第1次審査終了までは30日間、第2次審査は数日から数十日（法令上90日まで）であり、特定の事情下では、この第2次審査を最長60日間延長することができる（実質的な第3次審査）とされている。最近、届出件数が増加傾向にあり、さらに事案の複雑化といった要素も相俟って、商務部が内部手続をなかなか処理しえないでいる現在、ほとんどの事案が第2次審査にまで進み、しかも第2次審査の審査期間の中盤以降に認可が下りるケースが増えている。これらの事情を勘案すると、最近、届出文書の提出から商務部の審査決定までの一般的な所要時間は約4～6ヶ月と予想される。

近頃では、第3次審査に入る事案も増加している。中国独禁法26条2項によると、①事業者が審査期限の延長に同意したとき、②事業者の提出した書類、資料が不正確であり、更なる調査が必要なとき、③事業者による届出の後に、関連する状況に重大な変化が生じたとき、これらいずれかの場合においては、商務部は、事業者に書面で通知することにより、第2次審査の審査期限を最長60日間延長することができる。これまで公表された審査決定においては、①事業者の同意に基づいて審査期限を延長し第3次審査に入るケースがほとんどである。中には、第2次審査の期限満了が近づくと、商務部がこの①の要件充足のため、第3次審査に同意する旨のレターを提出するよう届出人に要求するケースもある。

そのうち、手続が第3次審査に進んでも、その期限内に審査が終了せず、あるいは届出人と制限条件にかかる合意に達しない場合は、届出人において届出を撤回したうえ、改めて届出をやり直すケースもある。例えば、商務部公告2013年第20号「グレンコア・インターナショナルによるエクストラクタ買収」¹⁴事案がまさにそのようなケースであり、その全体的な手続は次のような経緯をたどった。

¹² これは、届出文書の受領を意味するものにすぎず、正式受理ではない。

¹³ 実務では「補充質問リスト」との文書名が用いられているが、質問／説明要求のみならず、不備の訂正、不足文書の提出にかかる要求も掲げられている。

¹⁴ 〈<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201304/20130400091299.shtml>〉参照。

- ・ 2012年4月1日：本件買収にかかる事業者結合届出の受領
- ・ 2012年5月17日：補充後の届出文書が法定基準を満たすとの判断。正式に受理され第1次審査開始
- ・ 2012年6月15日：第2次審査実施の決定
- ・ 2012年9月14日：届出人の同意に基づく第2次審査期間延長の決定。期限は11月13日まで
- ・ 2012年11月6日：商務部が提示した競争問題に関し、届出人は2回にわたり解決案を出すも有効解決には到らず、届出人において届出を撤回
- ・ 2012年11月23日：届出の再提出
- ・ 2012年11月29日：正式受理、第1次審査開始
- ・ 2012年12月28日：第2次審査実施の決定
- ・ 2013年3月29日：届出人の同意に基づく第2次審査期間延長の決定
- ・ 2013年4月16日：商務部による決定

2. 届出を懈怠した事業者結合に対する調査処理

商務部は2011年12月30日に「事業者結合の違法な不届出に対する調査処理に関する暫定弁法」を公布しており、そこには、最終的に処罰の決定がなされたとき、商務部から当該企業に対し処罰する旨の書面通知があること、その旨が社会一般に対して公表されうることが定められている。

商務部が公表したところによると¹⁵、2013年7月末までに商務部が警告を発し、あるいは過料を課した件数は計8件とのことであったが、本稿の脱稿時において、これら8件の詳細は明らかにされていない。

IV 条件付認可事例の特徴

商務部は2012年に6件、2013年1～6月に2件、8月に2件の条件付認可を下した。これら計10件の特徴を取りまとめると次のようになる。

1. 審査期間

下表のとおり、条件付認可事例は、いずれも第2段階ないし第3段階で決定が下されている。これには、制限条件について第3次審査の期間内に商務部と届出人との合意が形成されず、届出を一旦撤回した後に再届出がなされたケース（例えば、グーグルによるモトローラ・モビリティ買収、丸紅によるガビロン買収、聯発科技によるケイマン星辰半導体吸収合併）もあった。

件名	正式受理日	決定日	期間	段階
漢高香港と天徳化工による合弁会社設立	2011年9月26日	2012年2月9日	136日	第3次審査
Western Digital による日立ハ	2011年5月10日(第	2012年3月2日	116日 ¹⁶	第2次審査

¹⁵ 前注2参照。

¹⁶ これは、2回目の届出から決定が下りるまでの日数である。

ードディスク事業買収	1次提出)、2011年11月7日(第2次提出)			
グーグルによるモトローラ・モビリティ買収	2011年11月21日	2012年5月19日	180日	第3次審査
ユナイテッド・テクノロジーズによるグッドリッチ買収	2012年2月6日	2012年6月15日	130日	第3次審査
ウォルマートによる紐海持株会社買収	2012年2月16日	2012年8月13日	179日	第3次審査
安謀、捷徳、金雅拓による合弁会社設立	2012年6月28日	2012年12月6日	161日	第3次審査
グレンコア・インターナショナルによるエクストラータ買収	2012年5月17日(第1次提出)、2012年11月29日(第2次提出)	2013年4月16日	138日 ¹⁷	第3次審査
丸紅によるガビロン買収	2012年7月31日(第1次提出)、2013年2月5日(第2次提出)	2013年4月22日	76日 ¹⁸	第2次審査
バクスターによるガンブロ買収	2013年3月12日	2013年8月8日	149日	第3次審査
聯発科技によるケイマン星辰半導体吸収合併	2013年3月12日	2013年8月26日	167日 ¹⁹	第3次審査

商務部は、制限条件を評価する過程で、他の関係政府機関（たとえば、中央官庁である国家発展改革委員会、工業情報化部、農業部のほか、地方の政府商務部門が挙げられる）、業界団体、企業（競争者、川上・川下企業等）、業界の専門家などに対する諮問を行う。その方法は多様であり、アンケート、論証会、座談会、公聴会、現地調査、委託調査、関係者との面談などが挙げられる。

また、国家発展改革委員会のほか、産業主管部門にも意見が求められる。例えば、工業製品に関する事例では工業情報化部、農産品に関する事例では農業部、外資に関する事案では、関連する外資審査認可機関（商務部外資司、地方の政府商務部門）の意見が必要とされるケースが多い。

通常、関係政府機関の意見がないと商務部が決定を下せないため、審査のスケジュールや結果にもその影響が及ぶ。例えば、丸紅によるガビロン買収事案では、商務部の決定における記述からすると、農業部に意見を求めた可能性が高いと思われる。商務部は、投資業界の管轄を行う農業部など同列の中央政府機関の意見を受け入れる傾向が強いのである。

¹⁷ 前注 15 参照。

¹⁸ 前注 15 参照。

¹⁹ 前注 15 参照。

2. 付加された条件

2012年1月から2013年8月までの期間における条件付認可10件のうち、4件（漢高香港と天徳化工による合弁会社設立、グーグルによるモトローラ・モビリティ買収、ウォルマートによる紐海持株会社買収、安謀社、捷徳社、金雅拓社による合弁会社設立）には行為性条件が、残り6件（Western Digitalによる日立ハードディスク事業買収、ユナイテッド・テクノロジーズによるグッドリッチ買収、グレンコア・インターナショナルによるエクストラータの買収、丸紅によるガビロン買収、バクスターによるガンプロの買収、聯発科技によるケイマン星辰半導体吸収合併）には総合性条件が付された。

また、行為性条件が付された事案については、通常、企業結合クロージング後も長期間にわたって商務部の監視が必要となるため、この監視をいかに効率的に行うかという点も注目される。

3. 中国独特の条件

他国では無条件で認可された取引であっても、中国商務部は中国の消費者に対する悪影響などの諸事情を考慮して条件を付したケース（例えば、グーグルによるモトローラ・モビリティ買収、丸紅によるガビロン買収）もあった。

また、中国の国情、産業政策などに鑑み、他国と同じく条件付認可ではあっても、中国独自の条件が付されたケース（例えば、Western Digitalによる日立ハードディスク事業買収）もあった。

V 事業者結合審査結果の透明化

中国独禁法30条は、国务院独占禁止法執行機関に対し、事業者結合を禁止する決定、事業者結合に対して制限条件を附加する決定を遅滞なく社会に公表することを義務づけている。これまで、禁止決定、条件付決定は、主に商務部の公式サイトで公示されてきたが、無条件認可の決定に関する公示方法については、中国独禁法も定めていない。実務では、商務部が異議なく認可した場合、その公式サイトに公表せず、届出人に通知を発する方法がとられてきた。

法執行の透明性向上のため、政府の情報開示が適切に実施され、また、いくつかの国々の法執行機関の手法を参考に、商務部は2012年11月、2008年8月から2012年9月30日までの期間における無条件認可事案を独占禁止局の公式サイトにおいてすべて公表した。その件数は全458件、事案の名称と結合に参加した事業者名が明らかにされた。

その後、商務部は、四半期ごとに無条件認可事案の情報公開を行っており、2012年第4四半期からは、事案の名称、結合に参加した事業者名のほか、審査終了日も公表されたことで、他社の事業者結合の情報、商務部の審査状況などを誰もが把握しうることになった。

また、条件付認可について、最近の商務部の決定は多くの記述をするようになっており、市場シェア、生産量、市場力、市場参入、消費者への影響などの観点からの分析、事業者から提出された救済承諾案も公にし、これを審査決定の付属文書としている。このことから、商務部が法執行レベルと透明性の向上に向け努力していることが伺える。

VI 事業者結合にかかる最新の立法動向

中国独禁法が定める内容は比較的原則的なものにとどまることから、同法のより適切な執行のためには、細則が必要となる。また、事業者結合独占禁止にかかる審査件数も年々増加しており、各事案の事情に基づく柔軟な運用による効率的な審査がますます求められるようになってきている。このような背景の下、商務部は、2013年3月27日から1週間という短期間に「事業者結合の制限条件付加に関する規定(諮問稿)」、「事業者結合における簡易事案適用基準に関する暫定規定(諮問稿)」という2つの諮問稿を相次いで公布した。これらは2012年における事業者結合審査の重点立法として、また、商務部が事業者結合独占禁止審査に関する各規定を整備するものとして、社会各界から広く注目された。以下においては、これらの主要な内容を紹介するものとする。

1. 事業者結合の制限条件付加に関する規定(諮問稿)

本諮問稿は、「事業者結合における資産又は事業分離の実施に関する暫定規定」²⁰(以下、「暫定規定」という)施行下での経験を踏まえ、事業者結合の制限条件付加に関する提出、評価、実施、監督、変更、法律責任等の問題について定めるものである。

本諮問稿は、「事業者結合審査弁法」²¹を踏襲し、事業者結合に関する制限条件を構造的な条件、行為性条件、総合性条件に分類したうえで、このうち構造的な条件の定義について、結合に参加する事業者の有形資産、知的財産権など関連権益を分離することをいう、と定められている。また、構造的な条件における「分離」とこれに関連する概念の明確化も図っている。

本諮問稿によると、商務部は、結合が競争を排除・制限する効果又はその可能性とその理由を説明するとともに、届出人に対し付加条件に関する提案の適時な提出を要求するものとされている。届出人は、商務部の定める期限内に付加条件に関する提案を提出しなければならない。商務部はその提案の有効性、実行可能性、即時性を評価し、その上で評価結果を届出人に通知する。届出人が規定の期限内に付加条件に関する提案を提出しなかった場合、又は提出した提案が事業者結合により競争に与える不利な影響を減少させない場合には、商務部は当該事業者結合を禁止する。

また、本諮問稿は、各条件につき次のように定めている点が注目される。

①届出人による付加条件に関する提案の最終改正案は、審査期間満了日から20日前までに提出されなければならない。

②行為性条件については、商務部の審査決定時に執行期限を定めることが要求されており、この定めがないときは10年を執行期限とする。

²⁰ 2010年7月5日公布・施行。

²¹ 2009年11月24日公布、2010年1月1日施行。

さらに、市場の変化が審査決定に及ぼす影響に鑑みて、本諮問稿は、審査決定の発効後、制限条件の執行が不可能若しくは不要となった場合、又は市場競争環境の変化により制限条件が競争に対する不利な影響を低減するものではなくなった場合には、商務部において制限条件に関する再審査を行い、その変更又は解除をすることができるとしている。

2. 事業者結合における簡易事案適用基準に関する暫定規定（諮問稿）

この諮問稿は僅か7条しかなく、主に正反両面から簡易手続を適用して審査を行う事業者結合事案に関する判断基準を明らかにしている。簡易事案に該当するのは、次の6つである。

- ①同一の関連市場において、結合に参加する全事業者の市場占有率の合計が15%を下回る場合
- ②結合に参加する事業者が川上、川下関係にあり、川上、川下市場における占有率がそれぞれ25%を下回る場合
- ③結合に参加する事業者が川上、川下関係がなく、それぞれの市場占有率が25%を下回る場合
- ④結合に参加する事業者が中国国外で合弁企業を設立し、その合弁企業が中国国内で経済活動に従事しない場合
- ⑤結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収し、その外国企業が中国国内で経済活動に従事しない場合
- ⑥2つ以上の事業者が共同で支配する合弁企業が、結合によりそのうち1つ以上の事業者に支配される場合

もっとも、これら6種の事案でも、一定の事情が存するときは（例えば、事業者結合の関連市場の画定が難しいこと、事業者結合が市場の参入、技術進歩に対し不利な影響をもたらすことなど）、簡易事案とはみなされず、その認定については、商務部が多大な裁量権を有しているといえる。

本諮問稿は、簡易事案の審査手続に関する具体的な内容等には触れていないが、現段階においては、商務部が簡易手続についてさらに規定を定めるか否か不明確である。簡易事案との呼称からするならば、その審査手続はある程度の簡素化が期待される。もっとも、簡易手続に関する規定が未制定であるため、簡易事案であっても必ずしも第1次審査で認可が下りるとは限らず、第2次審査に入ることも考えられる反面、その場合には、第2次審査の早い段階で認可が下りる可能性が高いのではないかと思われる。いずれにしても、今後における商務部の実務運用、新規定制定の動向に注目していく必要がある。

いずれにせよ、これら2つの諮問稿から、商務部が事業者結合審査に関する法体系の整備に注力し、事業者結合審査の規範化、透明化、効率化を図っていることが窺われる。これらの規定が正式に公布されたときは、事業者結合の届出に関するより明確な行動指針が提供されると期待できよう。

Ⅶ 今後の展望

商務部によるこれまでの事業者結合届出の審査で多くの実績が蓄積されてきているが、今後においては、審査手続の簡易化、効率化、法執行の透明性向上、条件付認可事案における構造的な条件と行為性条件との併用、付加される制限条件の革新も期待される。

日系企業をはじめとする外国企業が重大な取引を行うにあたり、中国での事業者結合届出手続は、その取引全体に多大な影響を与えうる。それゆえ、中国独禁法、その関連法令を明確化する立法、実務の動向に引き続き注目していく必要がある。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝阳区東三環北路5号 北京發展大厦2楼 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大厦21楼 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園104楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商會大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。